

事務連絡
平成23年4月6日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課労災保険審理室長

訴訟関係業務に係る資料の送付について

労災行政事件訴訟における的確な訴訟進行のため、下記の資料をとりまとめたので、訴訟関係業務の参考にされたい。

記

資料1 平成22年度主要判決（脳・心臓疾患及び精神障害）

資料1は、脳・心臓疾患及び精神障害に係る準備書面作成の際に参考となりうる判決であり、勝訴要因の分析、特に逆転勝訴事案（3件）の勝訴要因の分析は今後の訴訟進行上の参考とされたい。

資料2 精神障害敗訴判決の分析（平成20年度～平成22年度）

資料2は、精神障害敗訴判決について訴訟進行上の問題点等を整理したものであるので、広く労災関係業務の研修等に活用されたい。

資料3 精神障害発症後の出来事に関する主な判決例（平成20年度～平成22年度）

資料3は、精神障害に係る発症後の出来事について整理したものであるが、同様の訴訟事案を抱える局にあっては本件資料について訴訟進行の参考とされたい。

平成 22 年度 主要 判決

(脳・心臓疾患及び精神障害)

1 脳・心臓疾患勝訴判決

NO	判決日・裁判所	事件の概要
1	平成■■年■■月■■日 大阪地裁	コーヒーショップ店長の原因不明の死亡が、長時間労働によるものではなく、店長の死亡に業務起因性が認められなかった例
2	平成■■年■■月■■日 東京高裁 (逆転勝訴)	＜二審で逆転勝訴した例＞ 中古車販売店の店長に発症した脳梗塞について、長時間労働及び過重なノルマ等による過重負荷は認められないとして、業務起因性が認められなかった例
3	平成■■年■■月■■日 東京高裁 (逆転勝訴)	＜二審で逆転勝訴した例＞ 多発性嚢胞腎を基礎疾患として有する編集者のくも膜下出血に業務起因性が認められなかった例
4	平成■■年■■月■■日 大阪地裁	建設会社員に発症した急性心筋梗塞が、自宅での労働を含む長時間労働によるものではなく、業務起因性が認められなかった例
5	平成■■年■■月■■日 大阪高裁 (逆転勝訴)	＜二審で逆転勝訴した例＞ 銀行員に発症した脳内出血が、退社後や自宅での労働を含む長時間労働によるものではなく、業務起因性が認められなかった例
6	平成■■年■■月■■日 大阪地裁	虚血性心疾患を発症したスーパー店の課長代行の時間外労働時間数には、自宅に持ち帰った仕事の時間数は含まれず、会社管理のIDレコーダーに基づき算出された時間によるものとした上で、被災者の虚血性心疾患に業務起因性を認めなかった例

2 精神障害勝訴判決

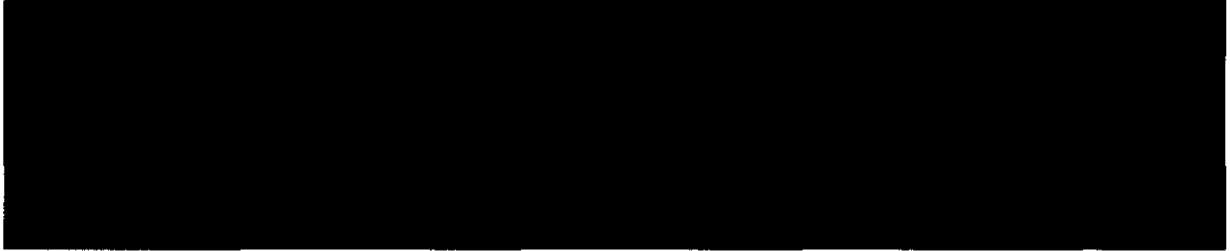
NO	判決日・裁判所	事件の概要
1	平成■年■月■日 広島地裁	うつ病発症後の月141時間の時間外労働は、うつ病による能率低下も寄与していた可能性があると見て、業務起因性を否定した例
2	平成■年■月■日 大阪高裁	事務職員の外傷後ストレス障害発症が、石油ストーブ給油中に自動車に衝突され負傷したことによるものではなく、業務起因性が認められなかった例
3	平成■年■月■日 東京高裁	建設会社員に発症したうつ病が、長時間労働、困難な業務及び意に沿わない転勤等によるものではなく、死病である甲状腺機能亢進症の影響が考えられるとして業務起因性が認められなかった例
4	平成■年■月■日 大阪地裁	入社後43日のOA機器販売会社員の自殺が上司の叱責、飛び込み営業の心理的負荷によるものではなく、業務起因性が認められなかった例
5	平成■年■月■日 名古屋高裁	業務上の負傷により療養中の労働者に発症したうつ病及び職場復帰後の自殺に業務起因性が認められなかった例
6	平成■年■月■日 鹿児島地裁	精神障害を発症しないとして、故意による自殺とされた例 判断指針に基づいて、精神障害を発症するおそれのある業務上の心理的負荷の有無について判断した例

【平成22年度勝訴判決】

○〔脳心1〕（一審：平成 年 月 日 大阪地裁判決 国勝訴 確定）

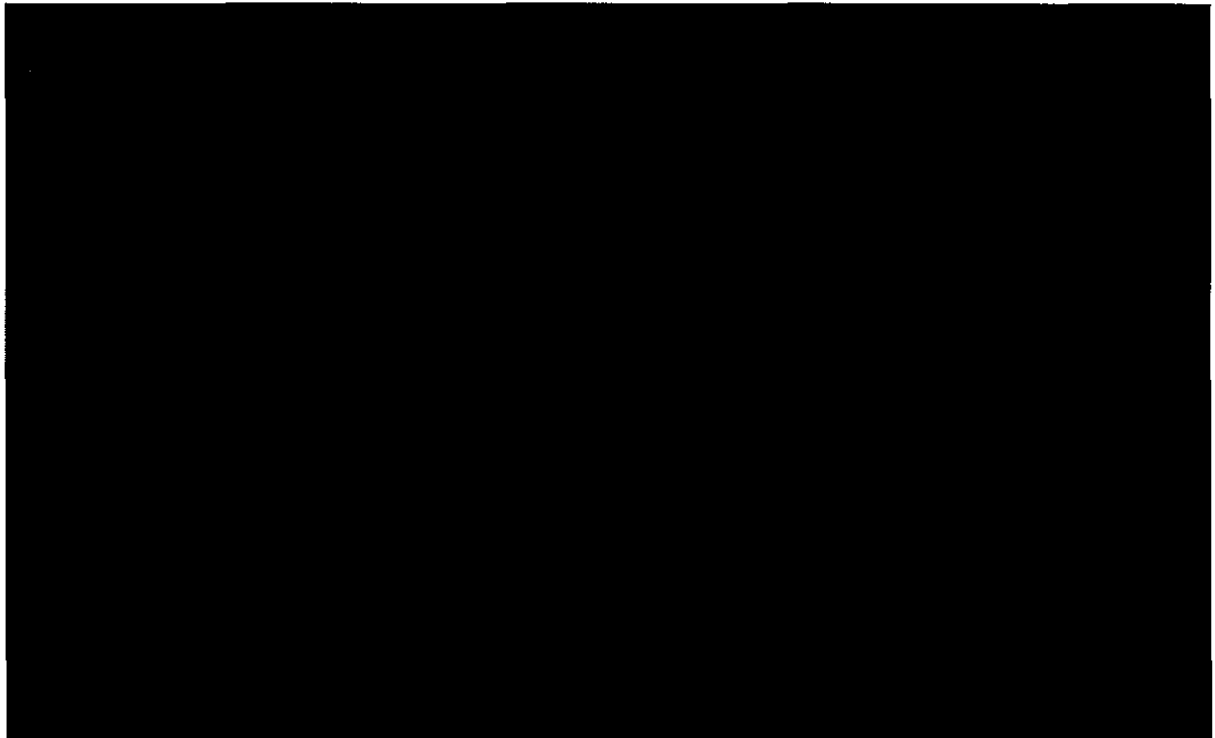
〔コーヒーショップ店長の原因不明の死亡が、長時間労働によるものではなく、店長の死亡に業務起因性が認められないとされた例〕

1 事件の概要

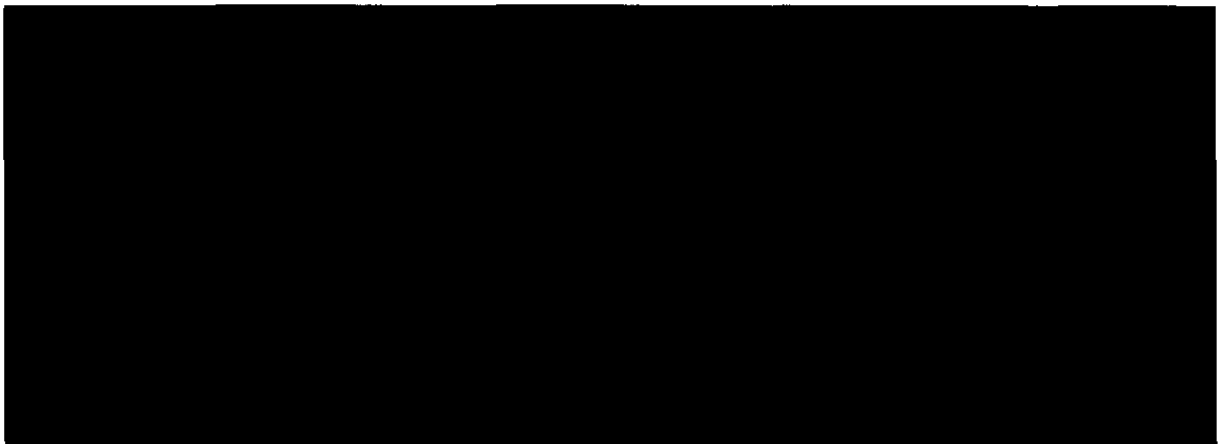


2 判決要旨

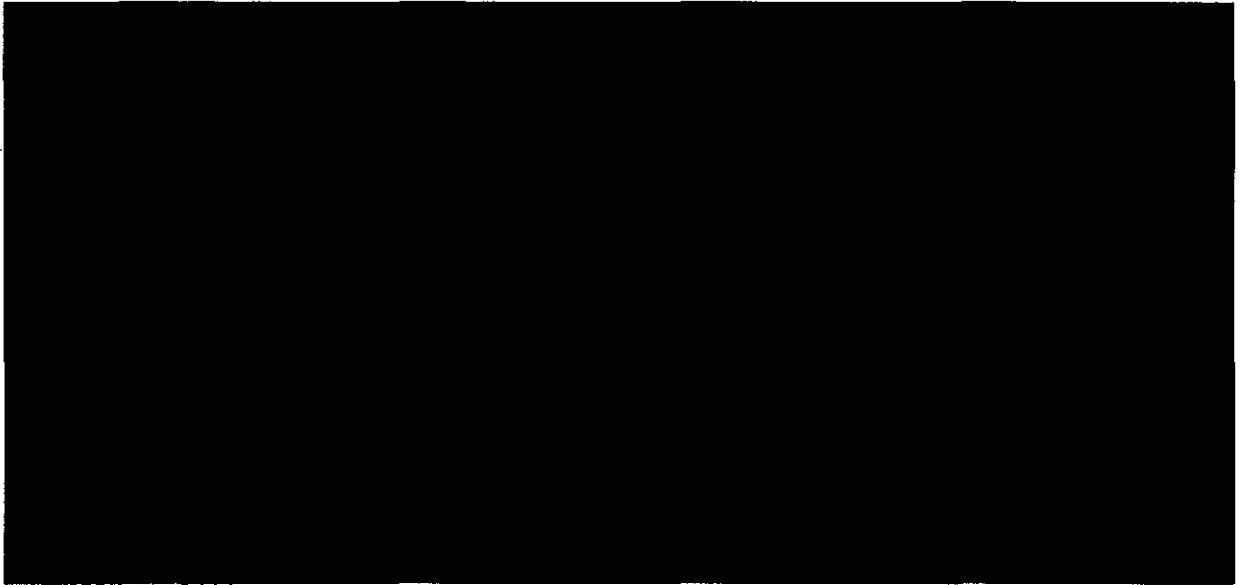
（1）〈判断枠組み〉



（2）〈事実的因果関係〉



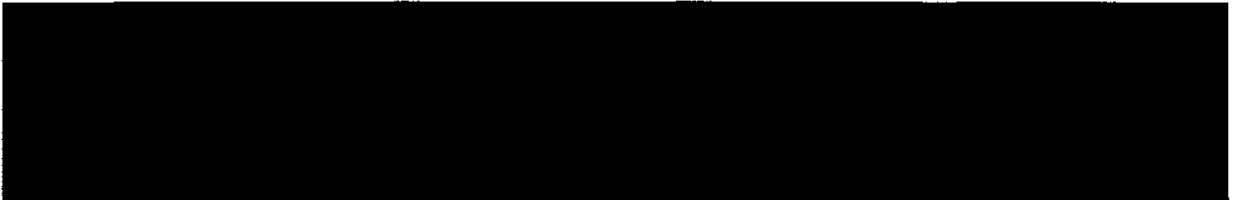
（3）〈労働時間等〉



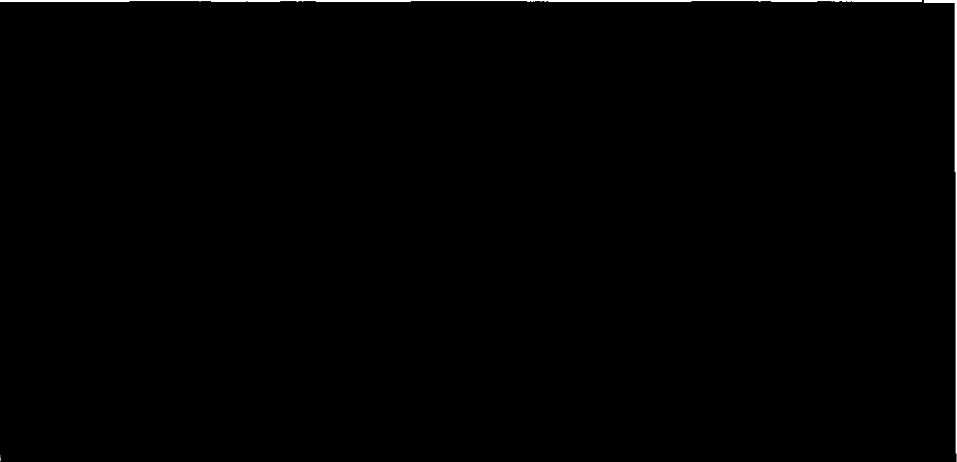
(3)〈業務過重性〉



(5)〈相当因果関係〉



3 勝訴要因

		国の主張が認められたポイント（主張、証拠）
1	休憩時間の確保	
2	死 因	

- 〔脳心2〕（一審：平成 年 月 日 東京地裁判決 国敗訴、控訴審：平成 年 月 日 東京高裁判決 国勝訴、 ）
〔①二審で逆転勝訴した例〕
〔②中古車販売店の店長に発症した脳梗塞について、長時間労働及び過重なノルマ等による過重負荷は認められないとして、業務起因性が認められなかった例〕

1 事件の概要

2 判決要旨

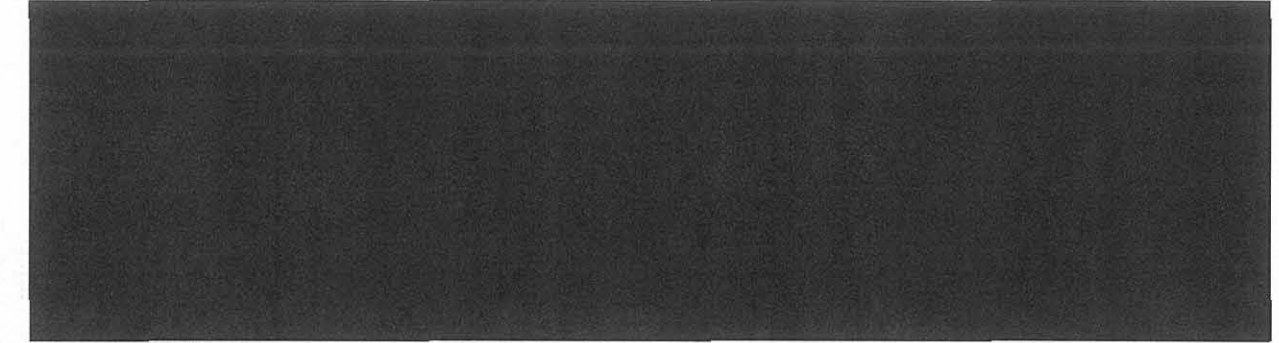
（1）〈日常業務の過重性〉

（2）〈時間外労働の過重性〉

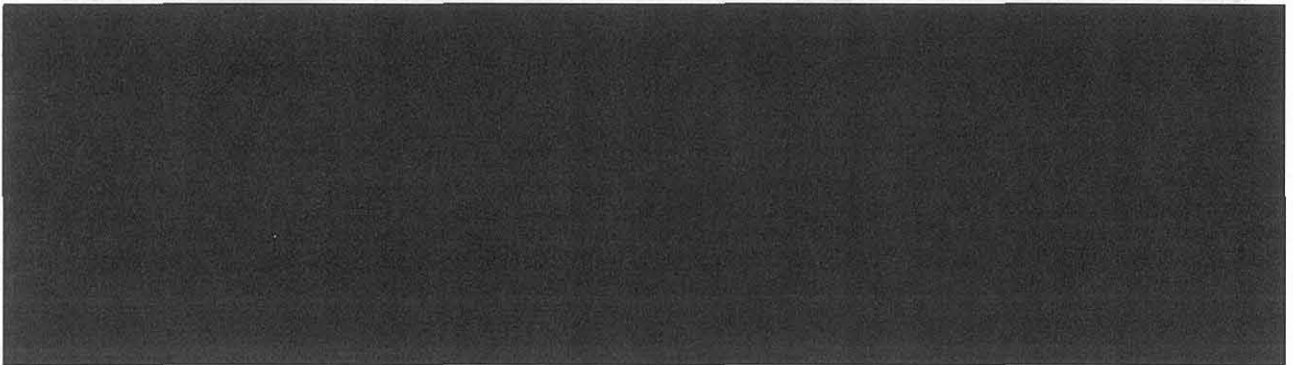
（3）〈ノルマの過重性〉

（4）〈その他の業務の過重性〉

(5) 〈基礎疾患の影響〉



(6) 〈業務起因性〉



3 勝訴要因

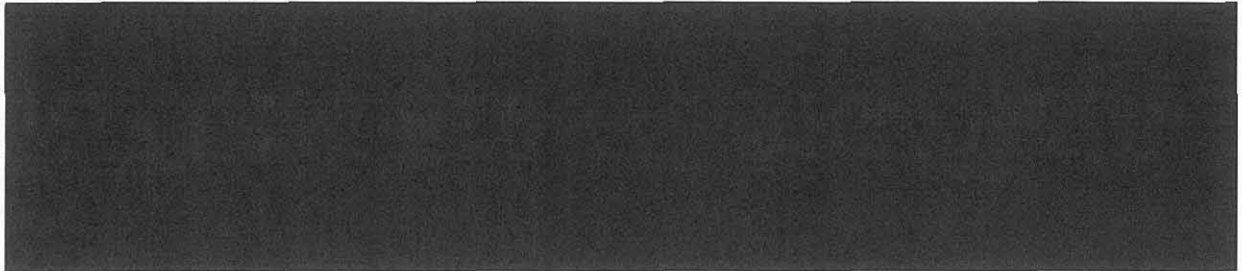
		国の主張が認められたポイント（主張、証拠）
1	ノルマに係る新たな証拠提出と新たな主張	A large black rectangular redaction box covering the content of the table rows.
2	新たな医証の提出	

- 【脳心3】（一審：平成 年 月 日 東京地裁判決 国敗訴、控訴審：平成 年 月 日 東京高裁判決 国勝訴、被控訴人上告中）

[①二審で逆転勝訴した例]

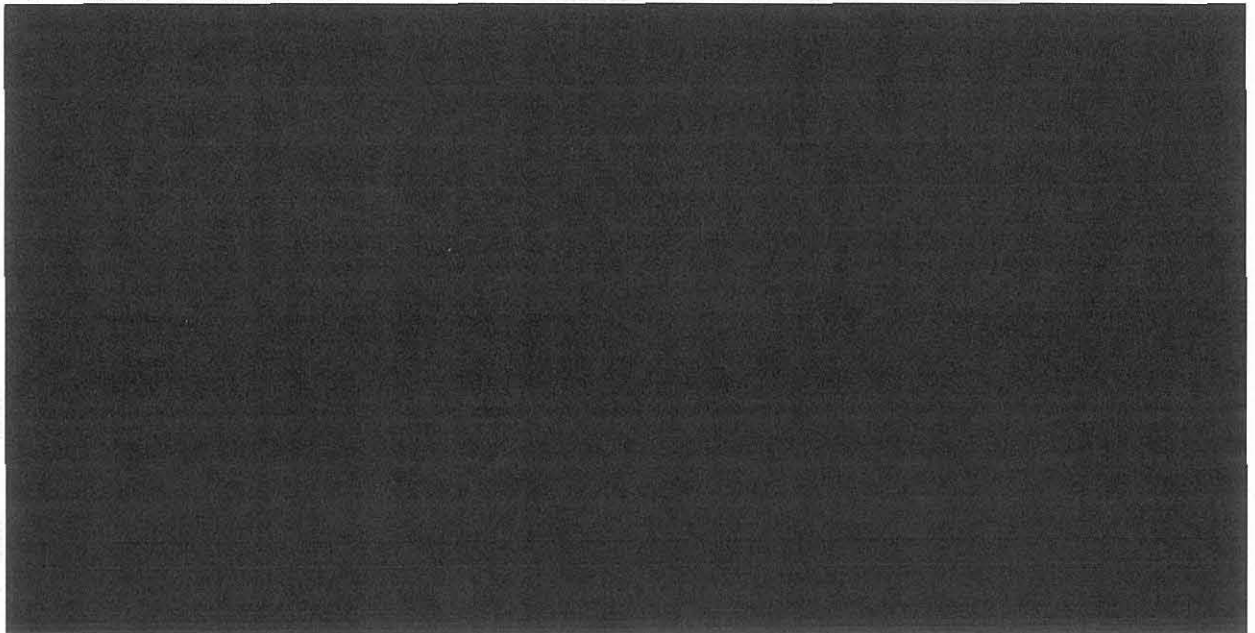
[②多発性嚢胞腎を基礎疾患として有する編集者のくも膜下出血に業務起因性が認められなかった例]

1 事件の概要



2 判決要旨

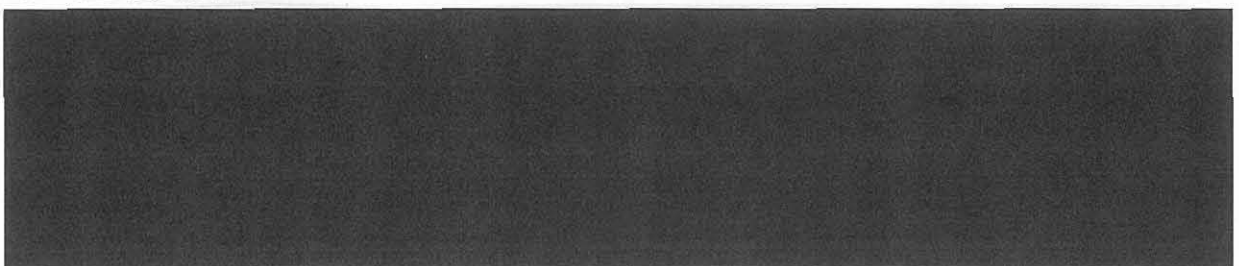
（1）〈業務の量的過重性〉



（2）〈業務の質的過重性〉



（3）〈基礎疾患〉



[Redacted]

(4) 〈業務起因性〉

[Redacted]

[Redacted]

3 勝訴要因

		国の主張が認められたポイント（主張、証拠）
1	業務の量的 過重性	[Redacted]
2	4本の新たな 医証の提出	

【平成22年度勝訴判決】

○〔脳心4〕（一審：平成 年 月 日 大阪地裁判決 国勝訴、原告控訴中）
〔建設会社員に発症した急性心筋梗塞が、自宅での労働を含む長時間労働によるものではなく、業務起因性が認められなかった例〕

1 事件の概要

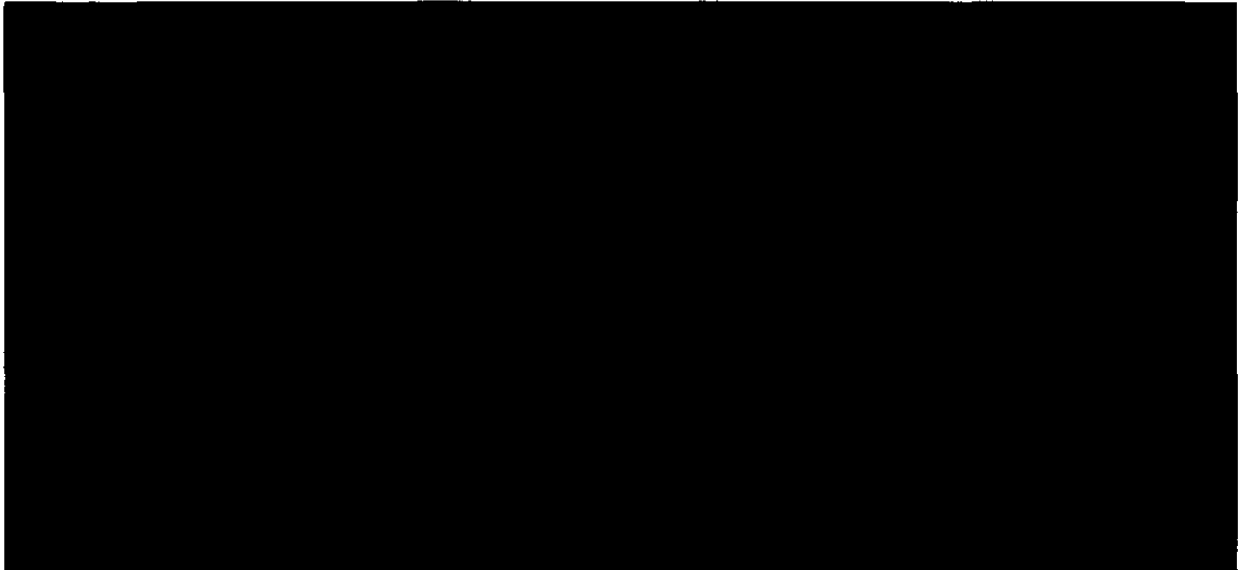
2 判決要旨

（1）〈判断枠組み〉

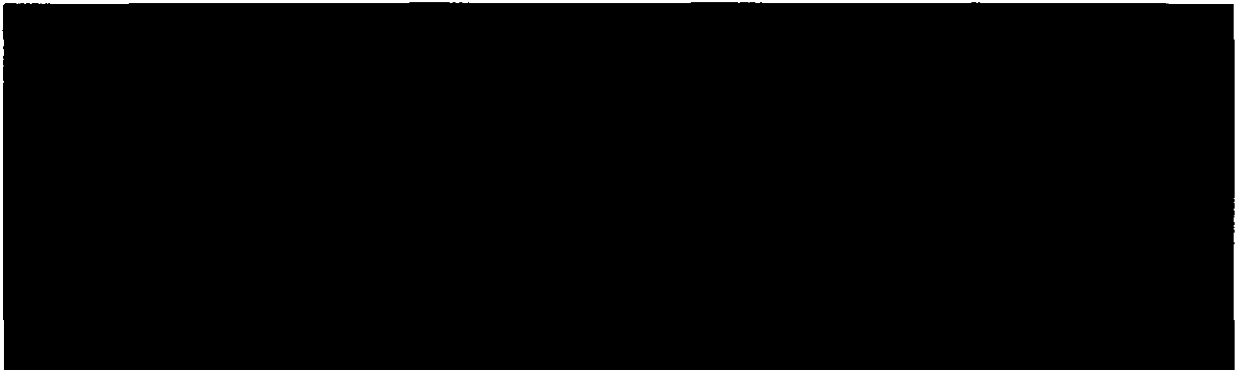
（2）〈持ち帰り仕事の有無〉

（3）〈自宅での労働の程度〉

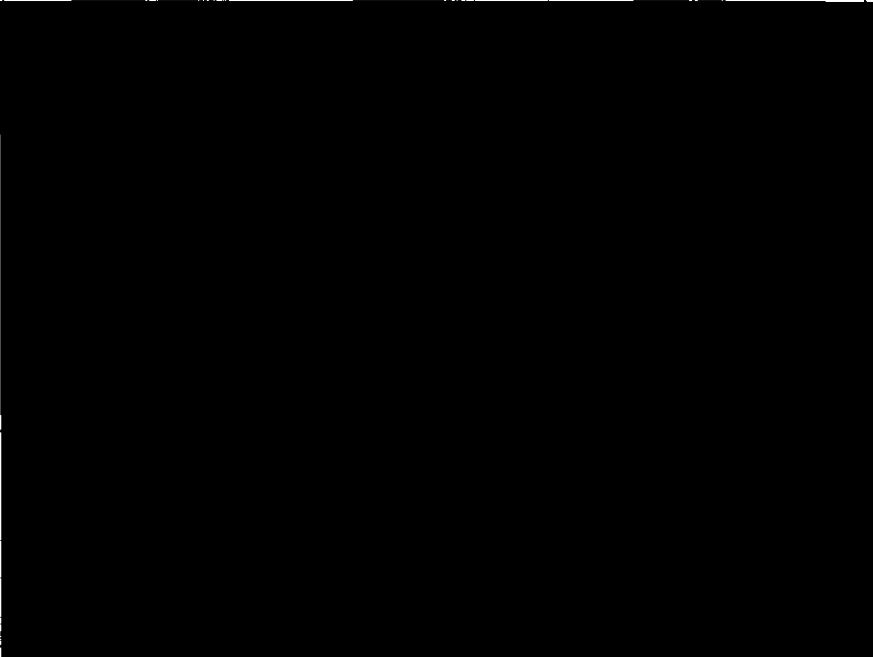
（4）〈業務過重性〉



(5) 〈リスクファクター〉



3 勝訴要因

		国の主張が認められたポイント（主張、証拠）
1	持ち帰り仕事	
2	リスクファクター	

【平成22年度勝訴判決】

○〔脳心5〕（一審：平成 年 月 日 和歌山地裁判決 国敗訴、二審：平成 年 月 日 大阪高裁判決 国逆転勝訴 原告上告受理申立中）

〔①二審で逆転勝訴した例〕

〔②銀行員に発症した脳内出血が、退社後や自宅での労働を含む長時間労働によるものではなく、業務起因性が認められなかった例〕

1 事件の概要

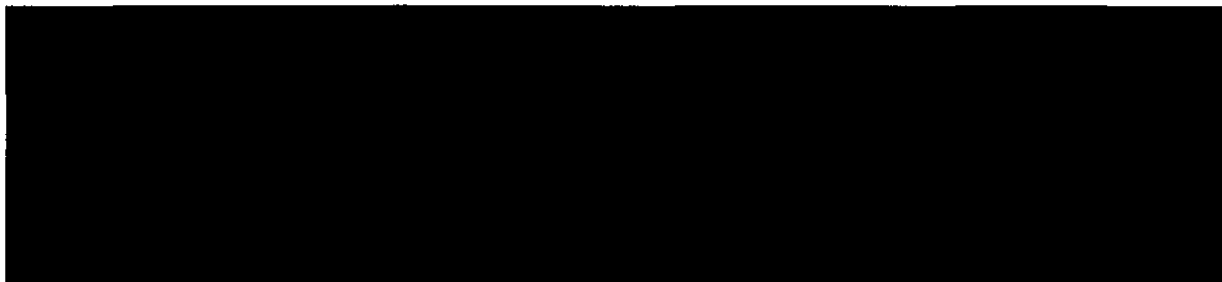
2 判決要旨

（1）〈判断枠組み〉

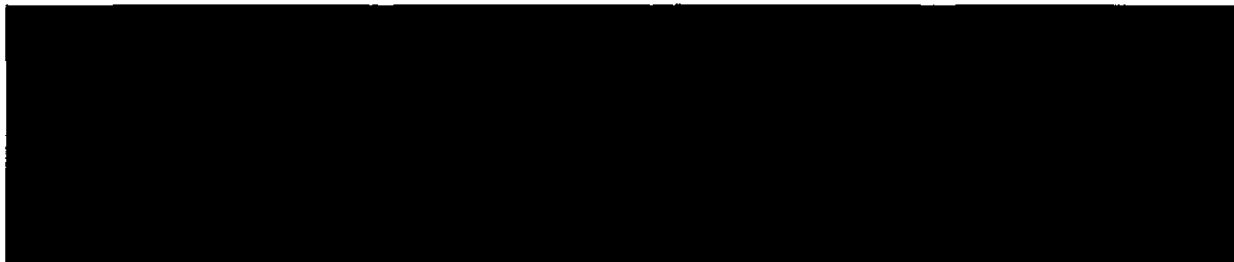
（2）〈出勤時刻、昼食休憩等〉

（3）〈退社後や自宅での労働の程度〉

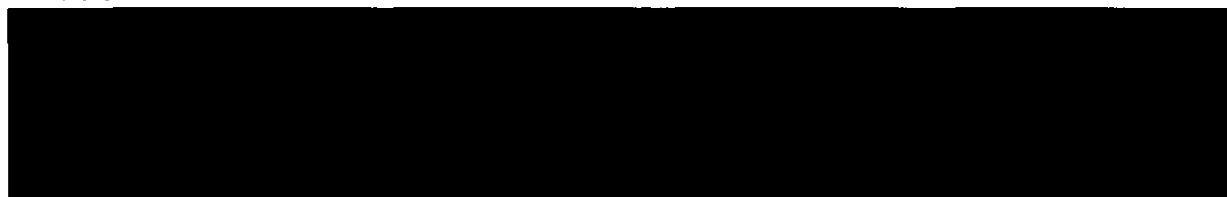
（4）〈業務過重性〉



(5) 〈リスクファクター、海外旅行〉



(6) 〈業務起因性〉



3 勝訴要因

		国の主張が認められたポイント（主張、証拠）
1	退社後・休業日の訪問営業活動や自宅での書類作成作業について	
2	新たな医学意見書を4本提出	
3	海外旅行	

○〔脳心6〕（一審：平成■年■月■日 大阪地裁判決 国勝訴、原告控訴中）

〔虚血性心疾患を発症したスーパー店の課長代行の時間外労働時間数には、自宅に持ち帰った仕事の時間数は含まれず、会社管理のIDレコーダーに基づき算出された時間によるものとした上で、被災者の虚血性心疾患に業務起因性を認めなかった例〕

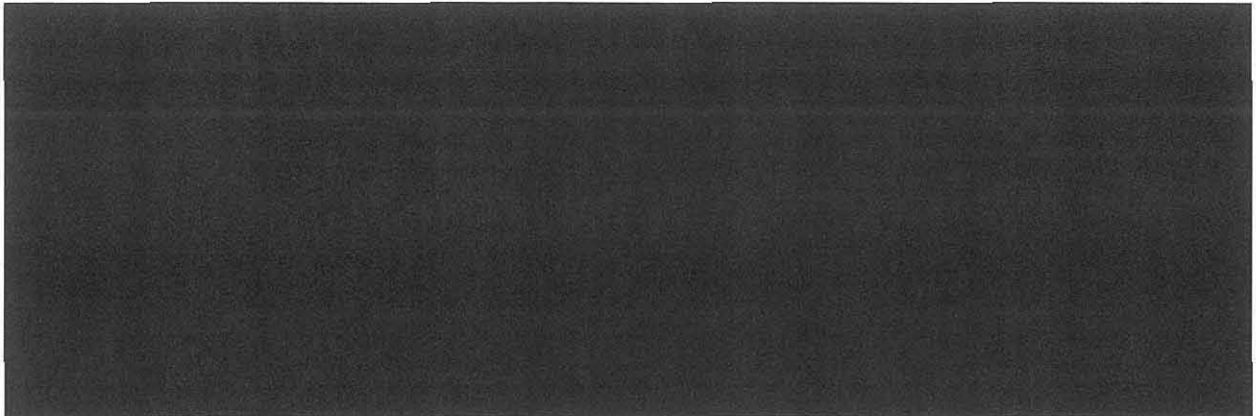
1 事件の概要

2 判決要旨

（1）〈判断枠組み〉

（2）〈時間外労働時間〉

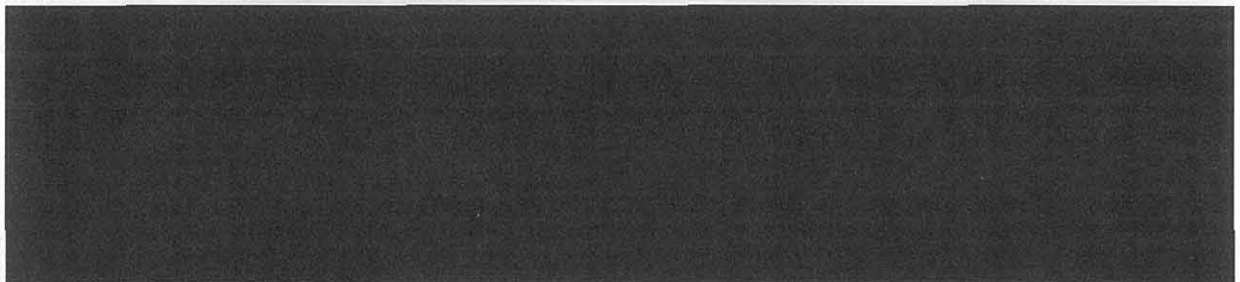
（3）〈労働時間の管理〉



(4) 〈持ち帰り仕事〉



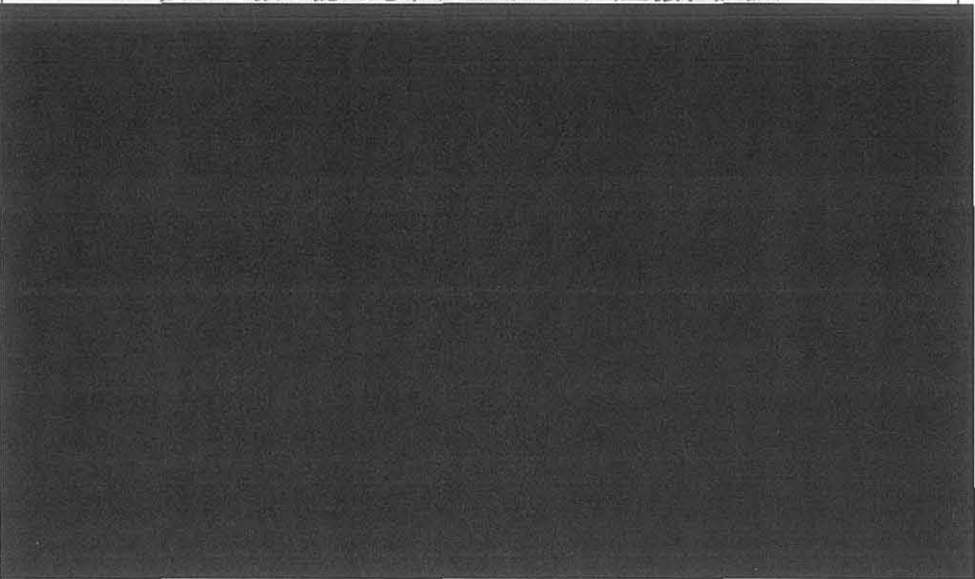
(5) 〈業務の質的過重性〉



(6) 〈本件疾病の発症原因〉



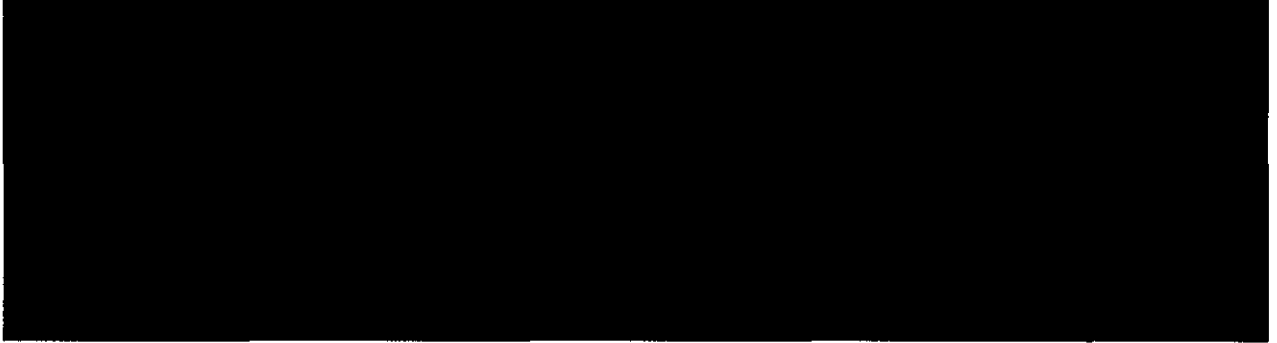
3 勝訴要因

		国の主張が認められたポイント（主張、証拠）
1	会社の労働時間管理のシステム	
2	持ち帰り仕事	

【平成 22 年度勝訴判決】

- 〔精神 1〕（平成 年 月 日 広島地裁判決 国勝訴、原告控訴中）
〔うつ病発症後の月 141 時間の時間外労働は、うつ病による能率低下も寄与していた可能性があると見て、業務起因性を否定した例〕

1 事件の概要

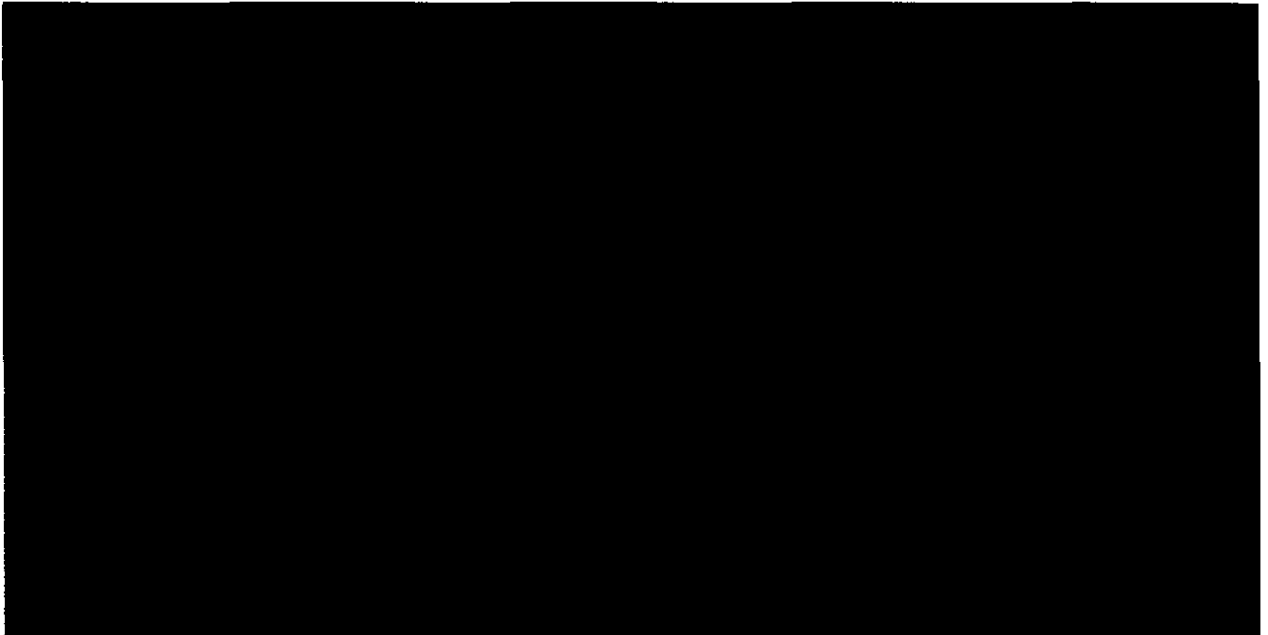


2 判決要旨

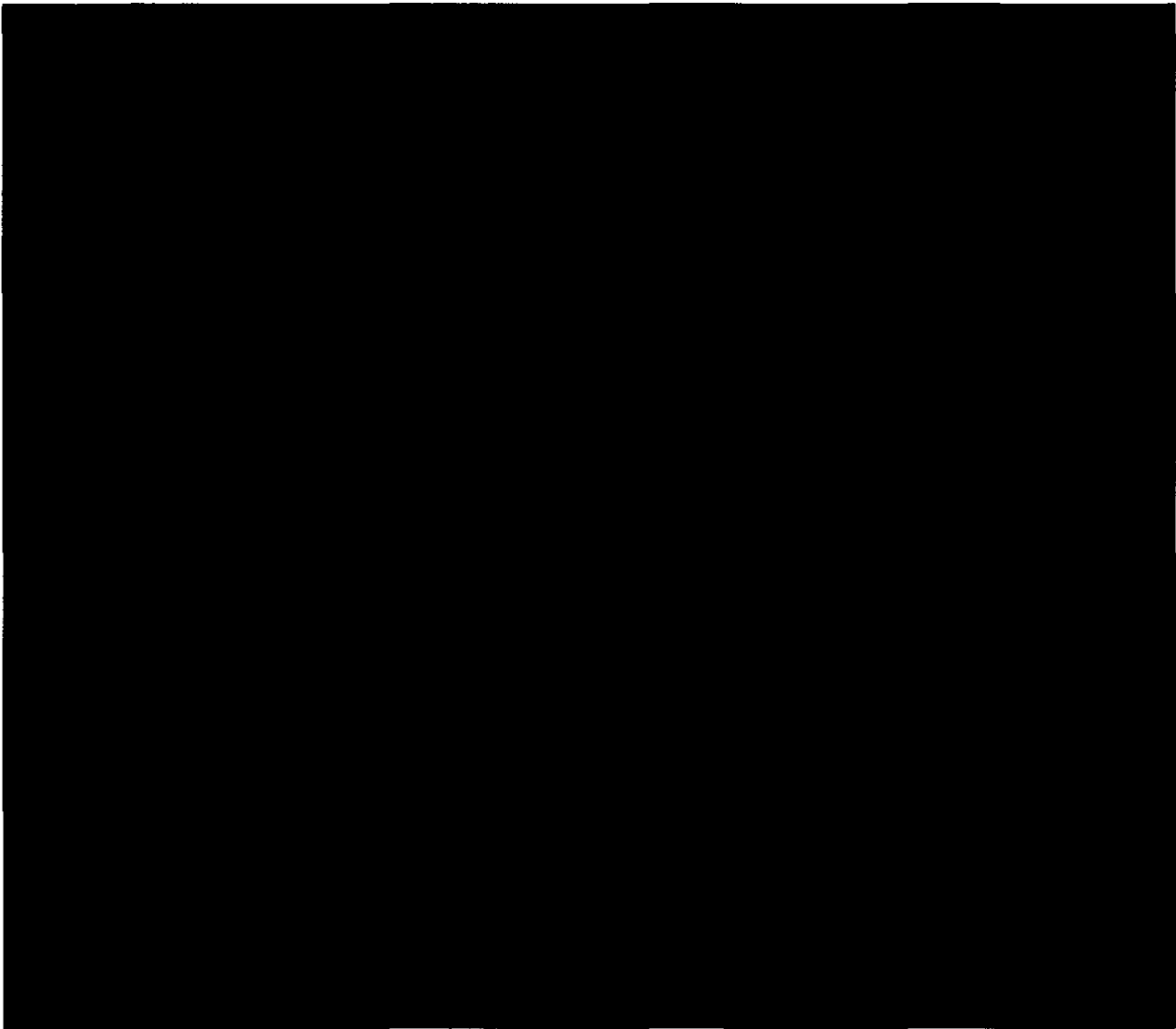
（1）〈判断枠組み〉



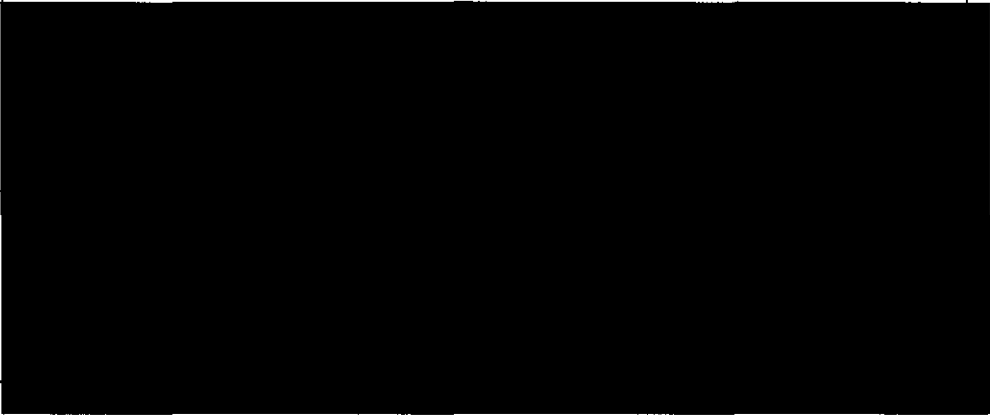
（2）〈うつ病発症時期〉



(3) 〈業務起因性〉



3 勝訴要因

		国の主張が認められたポイント（主張、証拠）
1	うつ病発症後の労働時間	
2	うつ病発症後の自殺	

【平成 22 年度勝訴判決】

○〔精神 2〕（一審：平成 年 月 日 京都地裁判決 国勝訴、控訴審：平成 年 月 日 大阪高裁判決 国勝訴、確定）

〔事務職員の外傷後ストレス障害発症が、石油ストーブ給油中に自動車に衝突され負傷したことによるものではなく、業務起因性が認められなかった例〕

1 事件の概要

2 判決要旨

（1）〈判断枠組み〉

（2）〈事故の状況〉

（3）〈精神障害の判断基準〉

（4）〈発症時期〉

(5) 〈心理的負荷〉

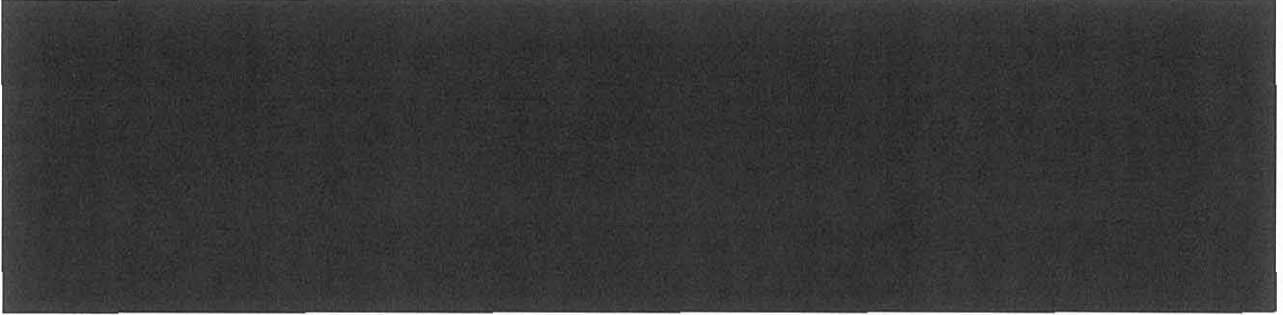
(6) 〈業務起因性〉

3 勝訴要因

		国の主張が認められたポイント（主張、証拠）
1	事故の状況	
2	心理的負荷	

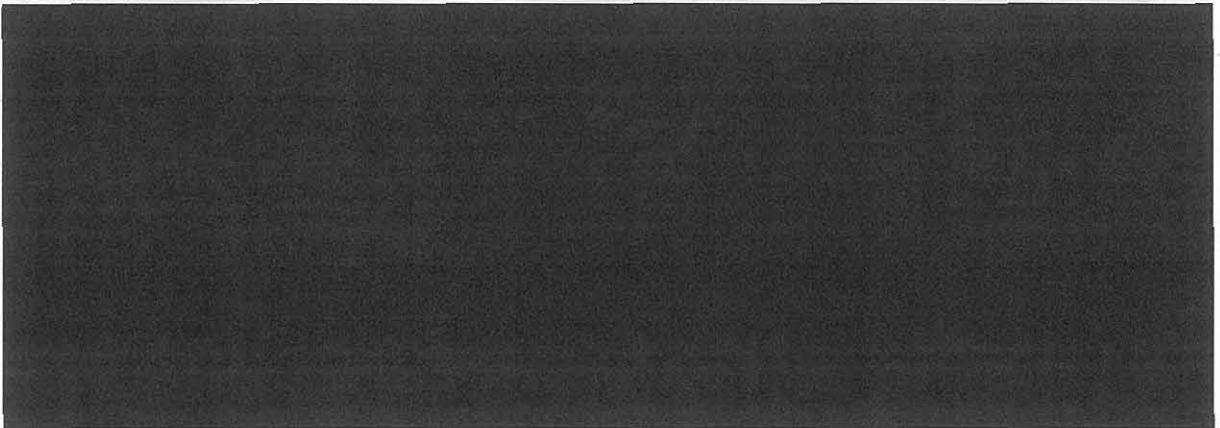
- [精神3] (一審：平成 年 月 日 東京地裁判決 国勝訴、控訴審：平成 年 月 日 東京高裁判決 国勝訴、控訴人上告中)
[建設会社員に発病したうつ病が、長時間労働、困難な業務及び意に沿わない転勤等によるものではなく、私病である甲状腺機能亢進症の影響が考えられるとして業務起因性が認められなかった例]

1 事件の概要



2 判決要旨

(1) 〈判断枠組み〉



(2) 〈時間外労働〉



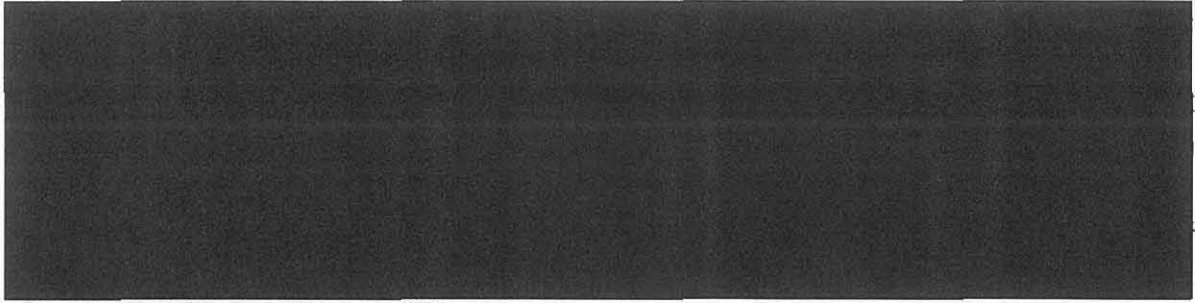
(3) 〈計画課業務の質的過重性〉



(4) 〈発症後の出来事〉



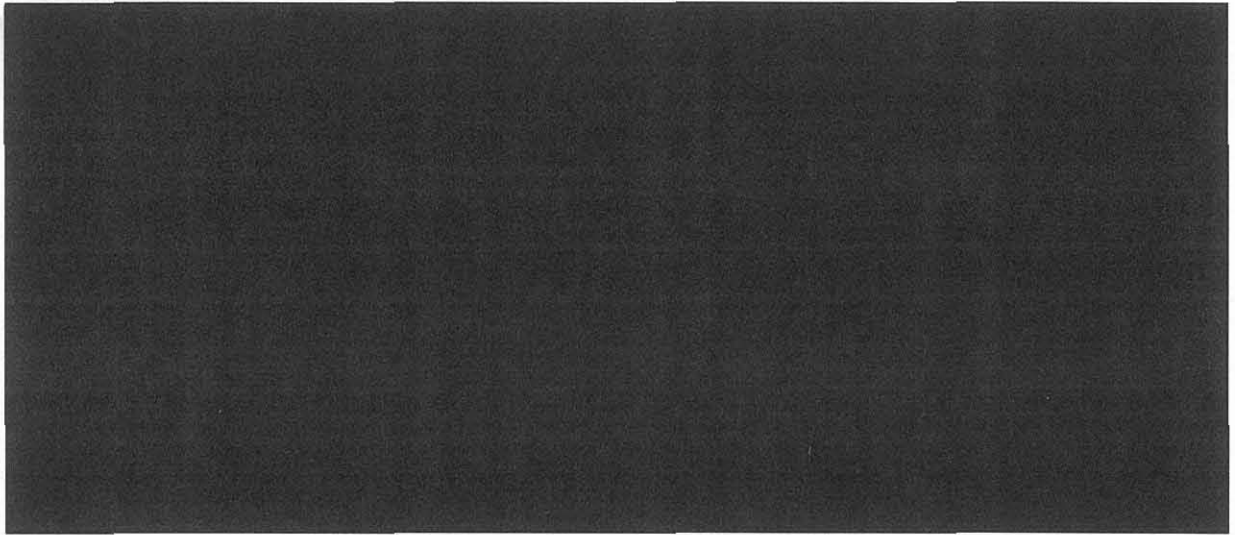
(5) 〈判断指針による検討〉



(6) 〈甲状腺機能亢進症の影響〉



(7) 〈業務起因性〉



3 勝訴要因

		国の主張が認められたポイント（主張、証拠）
1	休憩時間の確保と睡眠時間	
2	うつ病の増悪・自殺	
3	甲状腺機能亢進症とうつ病の関係	

○〔精神4〕（平成 年 月 日 大阪地裁判決 国勝訴 確定）

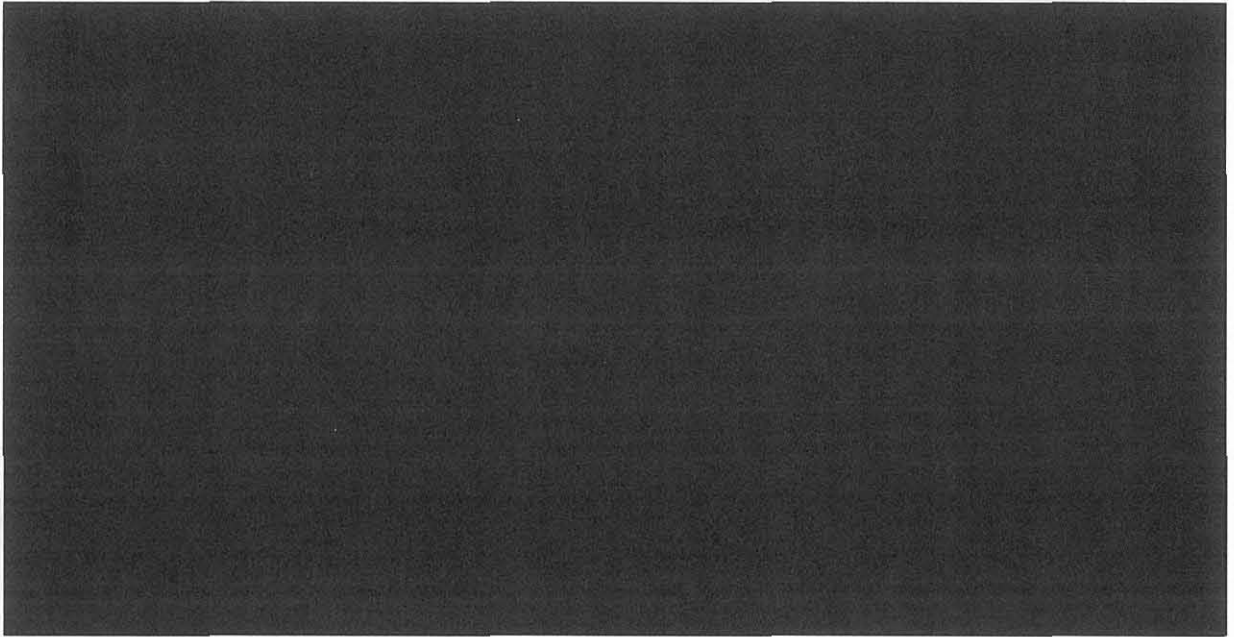
〔入社後44日目のOA機器販売会社員の自殺が、上司の叱責、飛び込み営業の心理的負荷によるものではなく、業務起因性が認められないとされた例〕

1 事件の概要

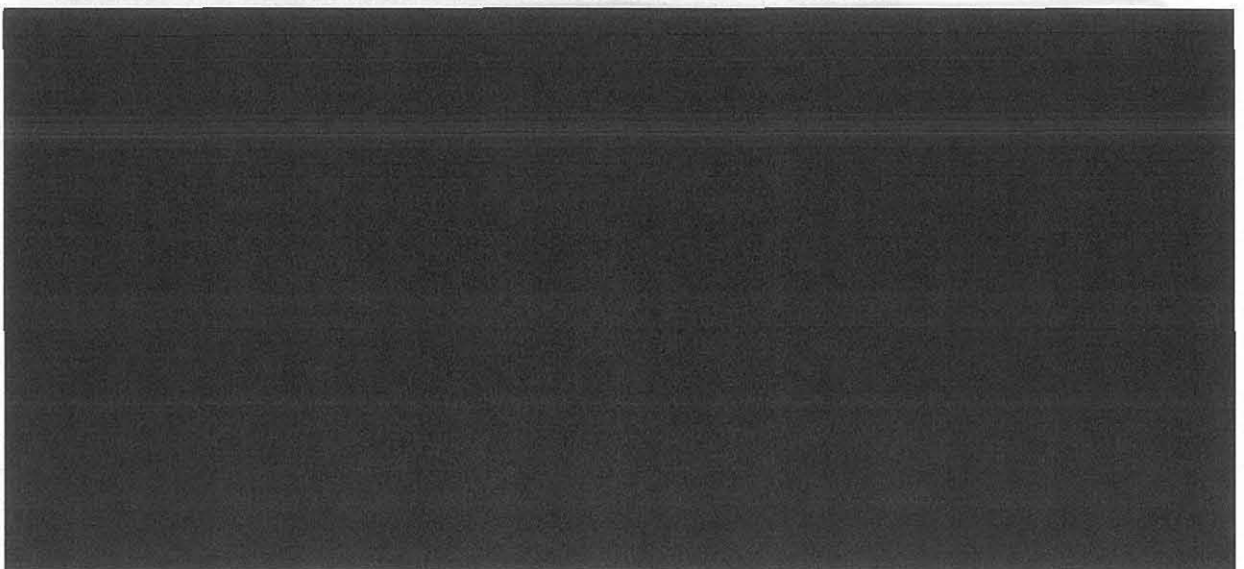


2 判決要旨

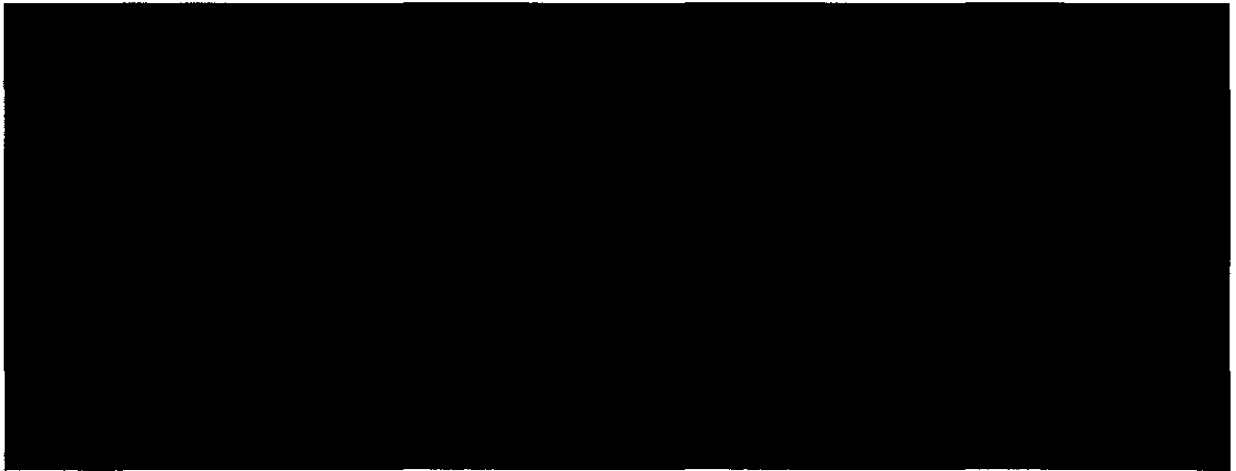
（1）〈判断枠組み〉



（2）〈精神障害の内容及び飛び込み営業の心理的負荷〉



（3）〈会社における研修内容及び支援体制〉



(4) 〈業務起因性〉



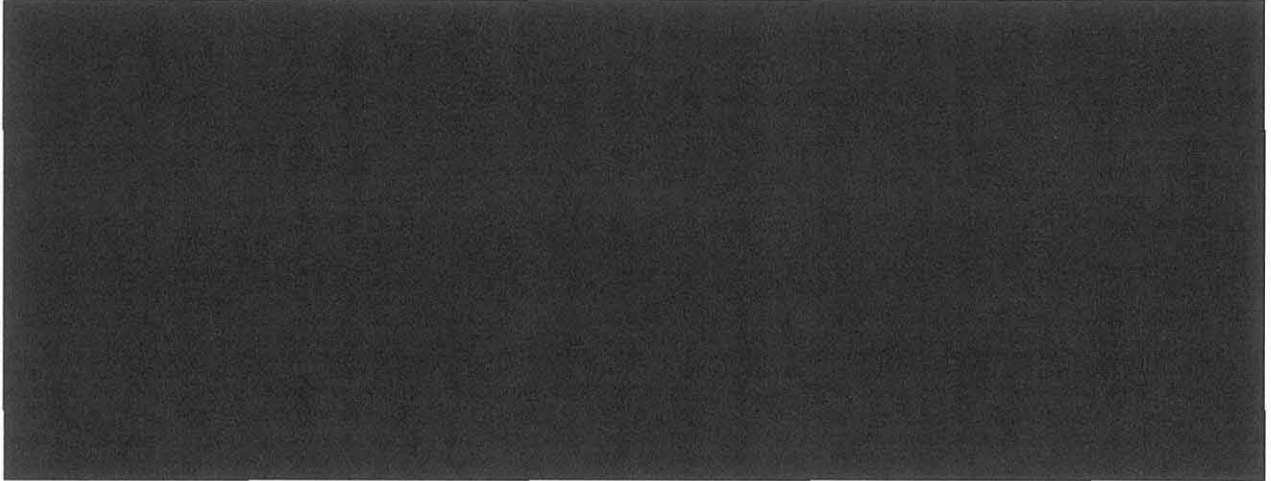
3 勝訴要因

		国の主張が認められたポイント（主張、証拠）
1	飛び込み営業の ノルマ	A large black rectangular redaction box covering the right side of the table.
2	上司からの叱責	

- 〔精神5〕（一審：平成 年 月 日 名古屋地裁判決 国勝訴、控訴審：平成 年 月 日 名古屋高裁判決 国勝訴、控訴人上告中）

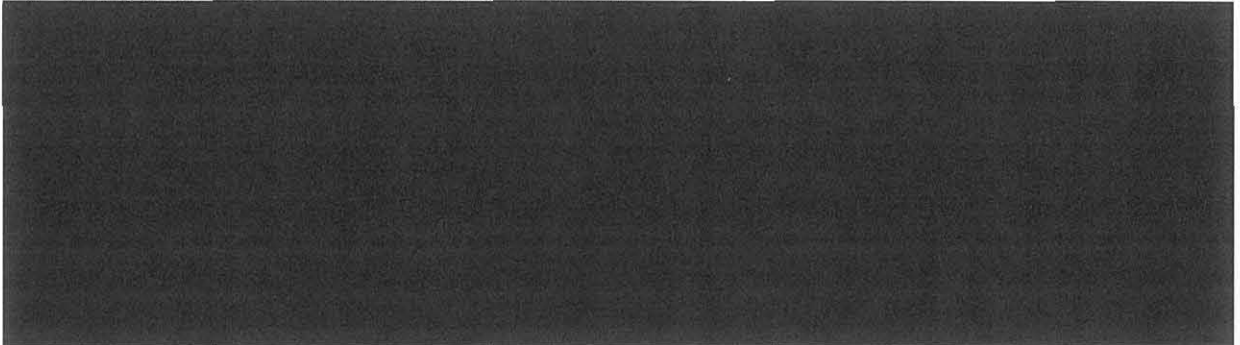
〔業務上の負傷により療養中の労働者に発病したうつ病及び職場復帰後の自殺に業務起因性が認められなかった例〕

1 事件の概要

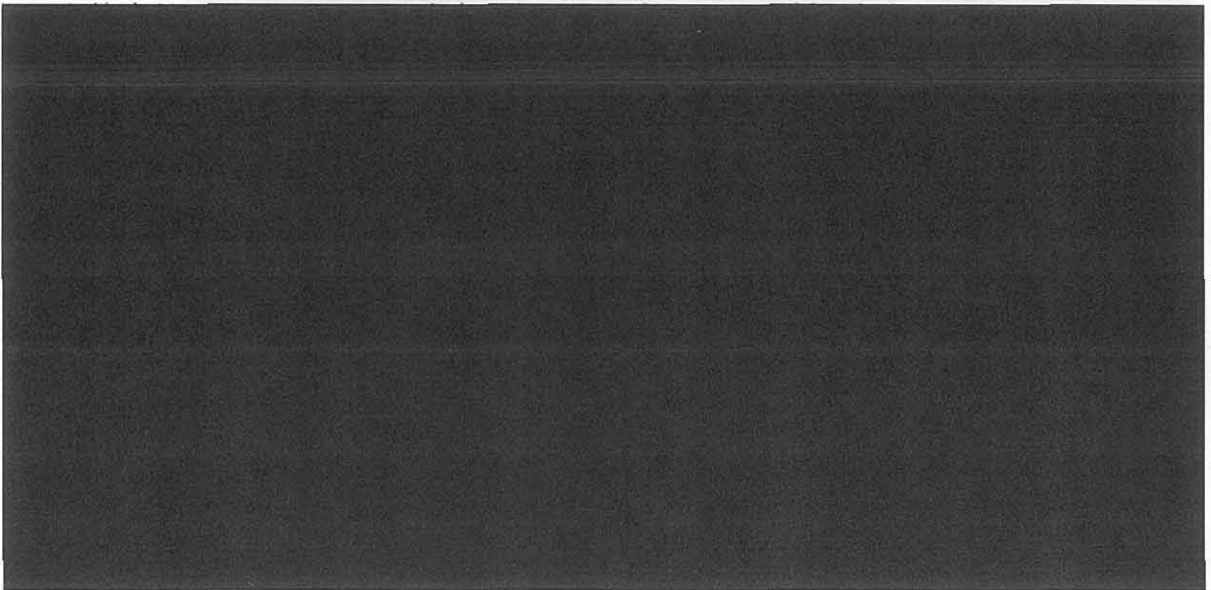


2 判決要旨

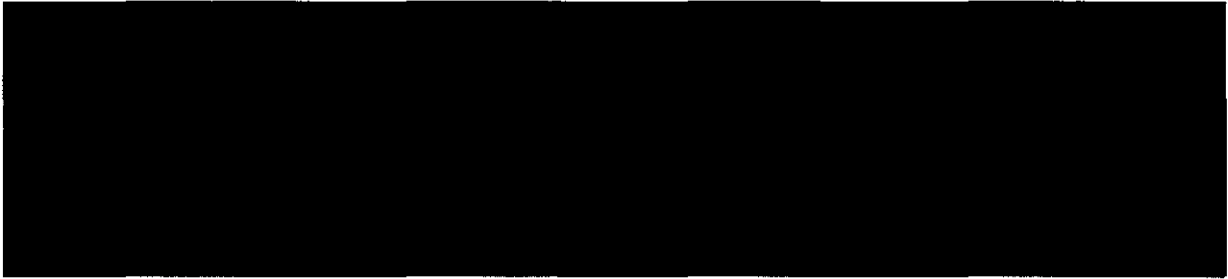
（1）〈判断枠組み及び判断指針に対する考え方〉



（2）〈業務上負傷による心理的負荷〉



(3) 〈職場復帰と自殺との相当因果関係〉



3 勝訴要因

		国の主張が認められたポイント（主張、証拠）
1	業務上負傷による心理的負荷	
2	職場復帰	

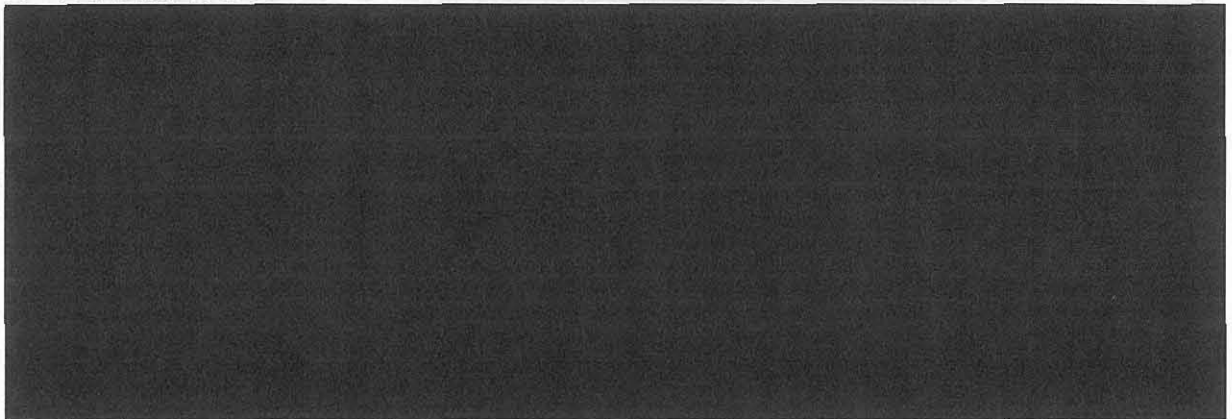
- 【精神6】（一審：平成 年 月 日 鹿児島地裁判決 国勝訴、一審確定）
[①精神障害を発症していないとして、故意による自殺とされた例]
[②判断指針に基づいて、精神障害を発病するおそれのある業務上の心理的負荷の有無について判断した例]

1 事件の概要

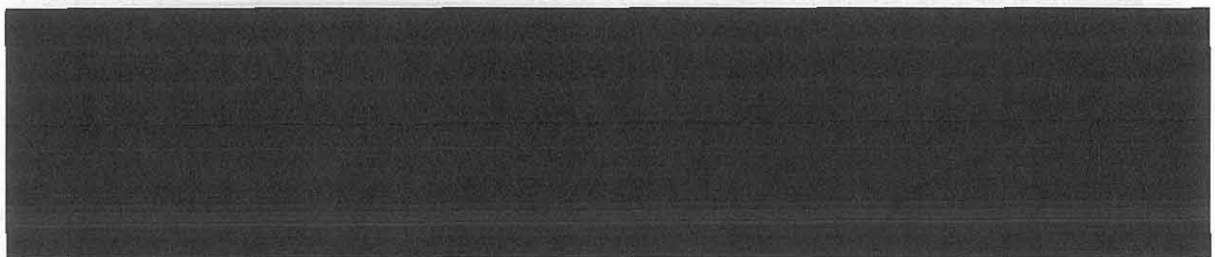


2 判決要旨

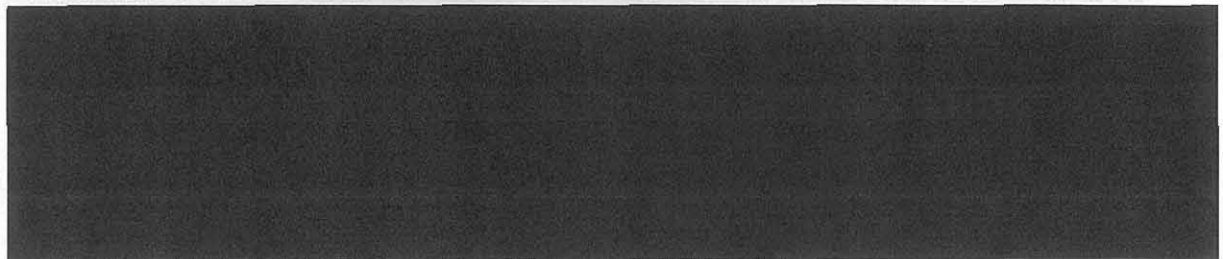
(1) 〈判断枠組み〉



(2) 〈精神障害をうかがわせる言動等の有無〉



(3) 〈業務上の要因による心理的負荷〉



(4) 〈早朝出勤及び労働時間の長さに起因する心理的負荷〉



[Redacted]

(5) 〈営業成績に起因する心理的負荷〉

[Redacted]

(6) 〈営業部の会議及び勉強会に起因する心理的負荷〉

[Redacted]

(7) 〈平成16年4月2日開催の方針発表会に起因する心理的負荷〉

[Redacted]

(8) 〈精神障害の発病の有無〉

[Redacted]

3 勝訴要因

		国の主張が認められたポイント（主張、証拠）
1	精神障害発症の有無	[Redacted]

精神障害敗訴判決の分析（平成20年度～平成22年度）

<平成20年度>

NO	判決日・裁判所	事件概要	キーワード
20-1	平成■■年■■月■■日 大阪地裁判決	海外新工場設置プロジェクト設備担当チームリーダーが自殺した事例	プロジェクトリーダー
20-2	平成■■年■■月■■日 大阪地裁判決	新規にオープンするパン販売店舗に配属された新入社員が自殺した事例	新入社員
20-3	平成■■年■■月■■日 東京地裁判決	子会社に単身赴任で出向した管理職が自殺した事例	単身赴任

<平成21年度>

NO	判決日・裁判所	事件概要	キーワード
21-1	平成■■年■■月■■日 東京地裁判決	新規業務のプロジェクトリーダーが精神障害（抑うつ状態）を発症した事例	プロジェクトリーダー 叱責
21-2	平成■■年■■月■■日 福岡高裁判決	J職員が40代で初めての部署に配置転換され、ノルマ未達成の後に自殺した事例	配置転換 ノルマ
21-3	平成■■年■■月■■日 東京地裁判決	被災者を中傷するビラがまかれ、会社から事情聴取を受けた後に自殺した事例	会社からの事情聴取
21-4	平成■■年■■月■■日 名古屋地裁判決	時差の大きい国との取引・営業を担当する職員が精神障害発症前後の長時間労働の後に自殺した事例	発症後の悪化 長時間労働
21-5	平成■■年■■月■■日 高松高裁判決	設計技師が単身赴任により出向した後に自殺した事例	単身赴任 出向
21-6	平成■■年■■月■■日 東京地裁判決	管理職（部長）が売り上げ目標の未達成、長時間労働の後に自殺した事例	ノルマ 長時間労働

<平成22年度>

NO	判決日・裁判所	事件概要	キーワード
22-1	平成■■年■■月■■日 新潟地裁判決	J給油所員が不正行為(共済の借名契約)になる会社からの調査、マスコミ公表等の後に自殺した事例	会社からの事情聴取
22-2	平成■■年■■月■■日 神戸地裁判決	輸送・空港システムの新規プロジェクトリーダーがプロジェクト受注契約不成立後に自殺した事例	プロジェクトリーダー
22-3	平成■■年■■月■■日 東京地裁判決	経理課員が上司の厳しい叱責・暴言(「辞表を出せ」、「死ね」)を受けた後に自殺した事例	叱責

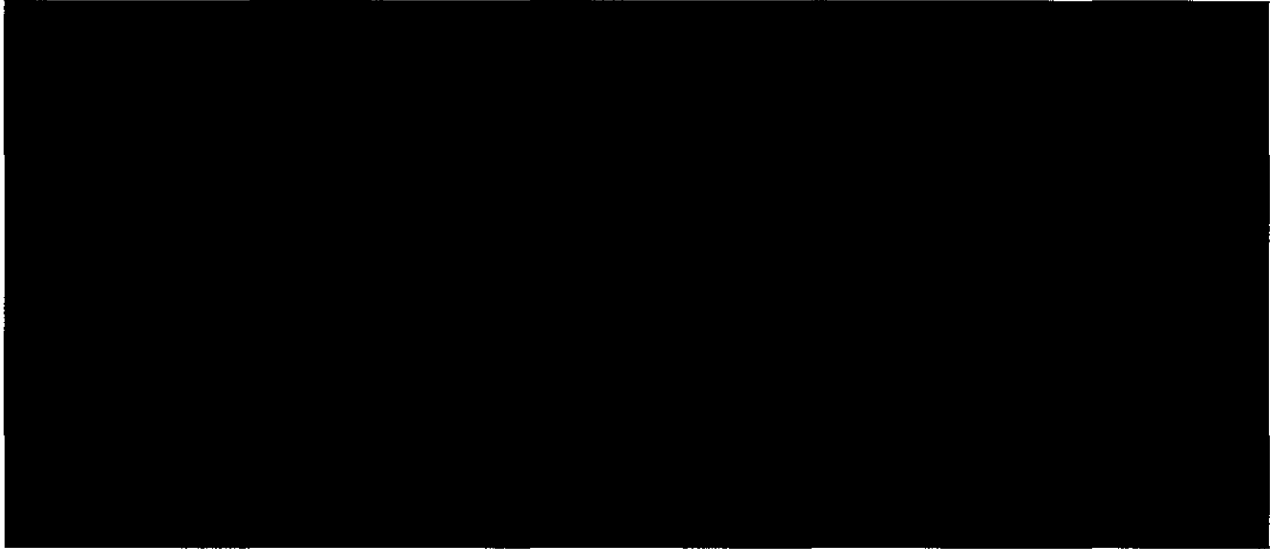
敗訴事案におけるキーワードの頻度

件数	キーワード
3件	プロジェクトリーダー
2件	単身赴任
	叱責
	ノルマ
	会社からの事情聴取
	長時間労働

※ 係争中の敗訴事案は除いている。

〔20-1〕 平成■■年■■月■■日 大阪地裁判決 国敗訴 一審確定
〔海外新工場設置プロジェクト設備担当チームリーダーが自殺した事例〕

1 事件の概要

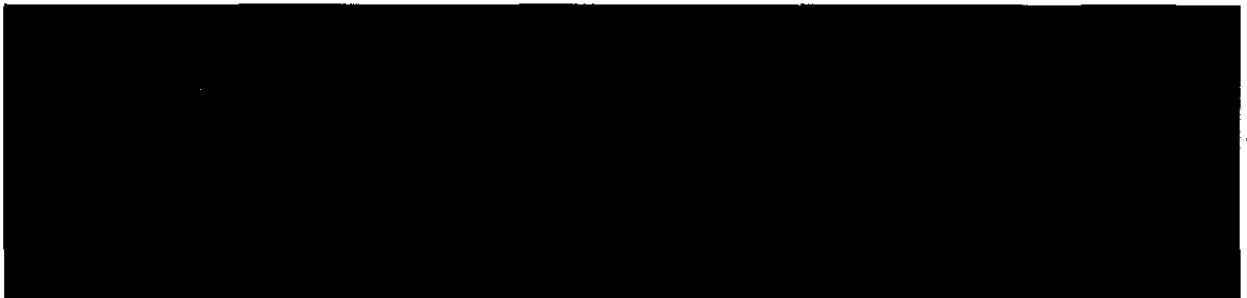


2 判決要旨

(1) 〈発症の時期〉



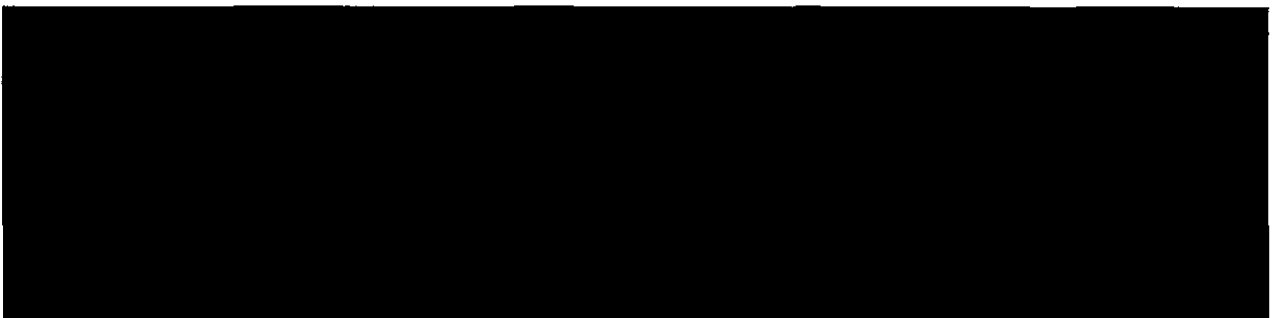
(2) 〈プロジェクトの設備責任者になったことに係る心理的負荷〉



(3) 〈プロジェクトの遅延に係る心理的負荷〉



(4) 〈業務起因性〉



3 国側主張と判決との相違点

	国側主張	判決
(1)プロジェクトの設備責任者となったこと		
(2)プロジェクトが遅延したこと		
(3)修正要素		
(4)個体側要因		

4 敗訴の要因分析

	敗訴した要因として考えられる事項
(1)プロジェクトの設備面責任者としての責任の範囲	
(2)プロジェクトの遅延問題	

〔20-2〕 平成 年 月 日 大阪地裁判決 国敗訴 一審確定
〔新規にオープンするパン販売店舗に配属された新入社員が自殺した事例〕

1 事件の概要

2 判決要旨

(1) 〈発症の時期〉

(2) 〈新入社員としての心理的負荷〉

(3) 〈新規開店店舗での勤務に係る心理的負荷〉

(4) 〈新規開店直後の長時間勤務に係る心理的肉体的負荷〉

(5) 〈正社員としての要求に係る心理的負荷〉

(6) 〈業務起因性〉

3 国側主張と判決との相違点

	国側主張	判決
(1)労働時間		
(2)店舗での 実地研修 内容等		
(3) 心理的負 荷の強度		
(4) 上司との トラブル		

4 敗訴の要因分析

	敗訴した要因として考えられる事項
(1)精神障害が発症するまでの期間の医学的主張	
(2) 上司の叱責に係る評価	

〔20-3〕 平成 年 月 日 東京地裁判決 国敗訴 一審確定
〔子会社に単身赴任で出向した管理職が自殺した例〕

1 事件の概要

2 判決要旨

(1) 〈発症の時期〉

(2) 〈単身赴任に係る心理的負荷〉

(3) 〈工区の安全性に係る心理的負荷〉

(4) 〈部下の無断欠勤問題等に係る心理的負荷〉

(5) 〈関連会社からの苦情に係る心理的負荷〉

(6) 〈業務起因性〉

3 国側主張と判決との相違点

		国側主張	判決
1	単身赴任		
2	東防波堤第5工区問題		
3	部下の無断欠勤問題等		
4	関連会社からの苦情		
5	個体側要因に係る評価		

4 敗訴した要因分析

		敗訴した要因と考える事項
1	単身赴任に係る評価	
2	個体側要因	

〔21-1〕 平成 年 月 日 東京地裁判決 国敗訴 一審確定
[新規業務のプロジェクトリーダーが精神障害（抑うつ状態）を発症した事例]

1 事件の概要

[Redacted text block]

2 判決要旨

(1) 〈発症の時期等〉

[Redacted text block]

(2) 〈プロジェクトの担当者になったことに係る心理的負荷〉

[Redacted text block]

(3) 〈トラブル対策に係る心理的負荷〉

[Redacted text block]

(4) 〈上司からの叱責等〉

[Redacted text block]

(5) 〈業務起因性〉

[Redacted text block]

3 国側主張と判決との相違点

	国側主張	判決
(1) 業務による心理的負荷の評価		
(2) 上司とのトラブル、会社の支援		
(3) 時間外労働の評価		
(4) 個体側要因		

4 敗訴の要因分析

	敗訴した要因として考えられる事項
(1) 心理的負荷の評価	
(2) 上司とのトラブル	

〔21-2〕 平成 年 月 日福岡地裁判決 国敗訴、平成 年 月 日福岡高
裁判決 国敗訴 二審確定

〔J職員が40代で初めての部署に配置転換され、ノルマ未達成の後に自殺した例〕

1 事件の概要

2 判決要旨

(1) 〈発症の時期〉

(2) 〈配置転換に係る心理的負荷〉

(3) 〈年間目標額に係る心理的負荷〉

(4) 〈支援体制〉

(5) 〈業務起因性〉

3 国側主張と判決との相違点

		国側主張	判決
1	配置転換		
2	年間目標額		
3	支援体制		
4	個体側要因		

4 敗訴した要因分析

		敗訴した要因と考える事項
1	年間目標額	
2	支援体制	

〔21-3〕 平成 年 月 日 東京地裁判決 国敗訴 一審確定
〔被災者を中傷するビラがまかれ、会社から事情聴取を受けた後に自殺した事例〕

1 事件の概要

2 判決要旨

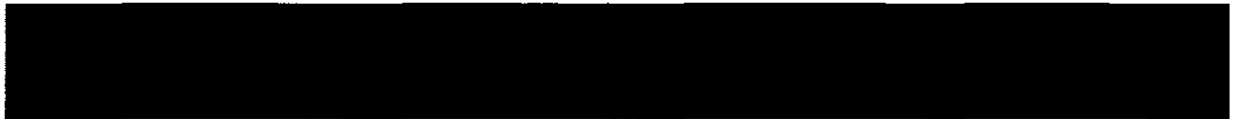
(1)〈法的判断枠組み〉

(2)〈発症時期〉

(3)〈ビラ問題の心理的負荷;発症前〉

(4)〈配置転換の心理的負荷;発症後〉

(5)〈業務起因性〉



3 国側主張と判決との相違点

	国側主張	判 決
平成10年の中傷 ビラ問題の心理 的負荷		

4 敗訴した要因

	不足していた主張、証拠
事情聴取の評価	
手帳の評価	

〔21-4〕 平成 年 月 日 名古屋地裁判決 国敗訴 一審確定
[時差の大きい国との取引・営業を担当する職員が精神障害発症前後の長時間労働の後に自殺した事例]

1 事件の概要

2 判決要旨

(1)〈法的判断枠組み〉

(2)〈発症時期〉

(3)〈時間外労働〉

(4)〈業務内容〉

(5)〈職場の支援・協力〉

(6) 〈結論〉

3 国側主張と判決との相違点

		国側主張	判 決
1	発症時期		
2	発症後増悪		
2	社宅のPCの送信メール記録における出来事		
3	勤務・拘束時間が長時間化する出来事		
4	職場の支援・協力		

4 敗訴した要因

		不足していた主張、証拠
1	発症後増悪	
2	社宅における労働	

[21-5] 平成●年●月●日 高松地裁判決 国敗訴
(平成●年●月●日 高松高裁判決 国敗訴 確定)
[設計技師が単身赴任により出向した後に自殺した事例]

1 事件の概要

[Redacted text block]

2 判決要旨

(1) 〈法的判断枠組み〉

[Redacted text block]

(2) 〈発症時期〉

[Redacted text block]

(3) 〈出向による心理的負荷〉

[Redacted text block]

(4) 〈出向先における業務による心理的負荷〉

[Redacted text block]

(5) 〈総合評価〉

[Redacted text block]

(6) 〈業務起因性〉

3 国側主張と判決との相違点

	国側主張	判 決
1 発症時期		
2 関連会社への 出向		
3 出向先における 業務		

4 敗訴した要因

	不足していた主張、証拠
1 発症時期	
2 出向先の業務	

〔21-6〕 平成 年 月 日 東京地裁判決 国敗訴 一審確定
[管理職(部長)が売上げ目標の未達成、長時間労働等の後に自殺した例]

1 事件の概要

[Redacted text block]

2 判決要旨

(1) 〈発症の時期〉

[Redacted text block]

(2) 〈売上げ目標未達成等に係る心理的負荷〉

[Redacted text block]

(3) 〈長時間労働に係る心理的負荷〉

[Redacted text block]

(4) 〈業務起因性〉

[Redacted text block]

3 国側主張と判決との相違点

		国側主張	判決
1	うつ病の発 病時期		
2	責任の範囲		
3	売上げ目標 未達成		
4	長時間労働		

4 敗訴した要因分析

		敗訴した要因と考える事項
1	責任の範囲	
2	長時間労働	

〔22-1〕 平成 年 月 日 新潟地裁判決 国敗訴 一審確定

[J給油所員が不正行為（共済の借名契約）による会社からの調査、マスコミ公表等の後に自殺した例]

1 事件の概要

2 判決要旨

(1) 〈精神障害の発症時期〉

(2) 〈借名契約の調査等による心理的負荷〉

(3) 〈業務起因性〉

3 国側主張と判決との相違点

		国側主張	判決
1	北海道から呼び出したか否か		

2	8月28日の事情聴取による心理的負荷	
3	全職員に配布された文書及びマスコミ公表による心理的負荷	

4 敗訴した要因

		敗訴した要因と考える事項
1	8月28日の事情聴取による心理的負荷	
2	文書配布及びマスコミ公表による心理的負荷	

〔22-2〕 平成■■年■■月■■日 神戸地裁判決 国敗訴 一審確定

〔輸送・空港システムの新規プロジェクトリーダーがプロジェクト受注契約不成立後に 自殺した事例〕

1 事件の概要

[Redacted content]

2 判決要旨

(1) 〈発症の時期〉

[Redacted content]

(2) 〈プロジェクトの技術責任者になったことに係る心理的負荷〉

[Redacted content]

(3) 〈プロジェクトの受注契約不成立に係る心理的負荷〉

[Redacted content]

(4) 〈業務起因性〉

[Redacted content]

(5) 〈発症後の心理的負荷と自殺との間の相当因果関係〉

[Redacted content]

3 国側主張と判決との相違点

	国側主張	判決
(1)プロジェクト の技術責任者と なったこと及び 修正要素		
(2)プロジェクト の契約が破談し たこと		
(3)個体側要因		
(4)発症後の心理 的負荷		

4 敗訴の要因分析

	敗訴した要因として考えられる事項
プロジェクトの技術 責任者としての責任 の範囲	

〔22-3〕 平成 年 月 日 東京地裁判決 国敗訴 一審確定

[経理課員が上司の厳しい叱責、暴言（「辞表を出せ」、「死ね」を受けた後に自殺した例]

1 事件の概要

2 判決要旨

(1) 〈亡夫と上司の課長との関係〉

(2) 〈上司の叱責・暴言による心理的負荷〉

(3) 〈新たに課せられた業務等による心理的負荷〉

(4) 〈業務起因性〉

3 国側主張と判決との相違点

		国側主張	判決
1	経理課長による叱責・暴言		
2	経理課長に指示された業務の評価		
3	時間外労働(出社時間)		

4 敗訴した要因分析

		敗訴した要因と考える事項
1	暴言・叱責	
2	時間外労働(出社時間)	

精神障害発症後の出来事に関する主な裁判例

(平成20年度～平成22年度)

- 1 発症後の悪化又は増悪は業務起因性として考慮すべきでないとした事案
 - (1) 平成 年 月 日大阪地裁 (国勝訴)
 - (2) 平成 年 月 日東京高裁 (国勝訴)
 - (3) 平成 年 月 日東京高裁 (国勝訴)
- 2 発病前の業務で業務起因性を判断すべき等としつつ、うつ病は増悪していないと判断した事案
 - (1) 平成 年 月 日東京高裁 (国勝訴)
 - (2) 平成 年 月 日大阪地裁 (国勝訴)
- 3 発症後の悪化又は増悪についても判断しつつ、うつ病を悪化又は増悪させる危険がなかったとした事案
 - (1) 平成 年 月 日東京地裁 (国勝訴)
 - (2) 平成 年 月 日京都地裁 (国勝訴)
 - (3) 平成 年 月 日東京地裁 (国勝訴)
 - (4) 平成 年 月 日名古屋高裁 (国勝訴)
 - (5) 平成 年 月 日東京地裁 (国勝訴)
- 4 発症後の悪化又は増悪に業務起因性を認めた事案
 - (1) 平成 年 月 日名古屋地裁 (国敗訴)
 - (2) 平成 年 月 日長崎地裁 (国敗訴)

1 発症後の悪化又は増悪は業務起因性として考慮すべきでないとした事案

(1) 平成 年 月 日大阪地裁（国勝訴）

（概要）

被災者は、昭和45年にA社に入社以来、重要な職を歴任していたところ、平成9年12月に不安神経症との診断を受け、以降、通院療養していた。平成12年4月に別会社との合併を機に、人事部長として合併に伴う業務に従事していたが、平成13年1月に自殺した。

（判旨）

原告は、精神障害発症後において、これを増悪させる業務上の心理的負荷があれば、それも斟酌すべきである旨主張する。かかる考え方は、精神障害が増悪した結果、自殺に至るのであれば、自殺の業務起因性の判断に有用である。

しかし、ICD-10の軽症、中等度、重症うつ病の区分は自殺念慮の発生との観点から作成された指標ではなく、また、例えば軽症うつ病には自殺念慮が生じず、中等度、重症うつ病と進むに従って自殺念慮が生じ、自殺念慮も高まるという医学的知見は存在しないこと、自殺企図に至る事例が、全て病態が重症というわけではないこと、うつ病においては、自殺企図は、うつ状態が明らかとなった発症時点と症状の軽快過程で現実との直面化が行われた場合が多く、もっとも状態の悪化した段階では逆に起こりにくい（自殺するエネルギーがないから。）とされていること、精神障害の自然経過は、予測しがたく、かつ変動し得る幅が広いという特徴、精神障害の存在やその症状そのものが当人の心理的負荷の要因となりがちであるという精神障害の特性がある等の医学的知見を前提とすると、自殺が精神障害の増悪の結果と相関関係があると考えること自体困難である。そうすると、精神障害発症後、その増悪要因となる心理的負荷となるべき業務上の出来事があったとしても、これをもって自殺との間で条件関係があるということとはできない。

(2) 平成 年 月 日東京高裁（国勝訴）

（概要）

被災者は、大学卒業後の平成8年4月にA社に入社し、研修を経て、同年6月末からシステムエンジニアとして一般融資プログラム作成業務に従事していたが、同年7月頃から体調不良等を訴え、9月中旬から休暇をとっていた。9月24日に辞表を提出し、同月末まで勤務することとなっていたが、同月26日にビルから飛び降りて自殺した。

（判旨）

業務起因性を検討するに当たり、発病後の業務上の要因による心理的負荷を考慮するのは相当ではない。すなわち、精神障害を発症した者は、些細

な出来事であっても過大に反応するのが一般的であり、自殺は、精神障害の発症時点と軽快過程で起こりやすく、もっと悪化した段階では逆に起こりにくいことが知られており、うつ病が悪化したからといって自殺しやすくなるという関係は認められず、発症後においては、「脆弱性 - ストレス」理論が当てはまらない。それゆえに、業務により精神障害を発症した者が自殺を図った場合には、上記のとおり、原則として当該自殺が精神障害によるものと推定されて業務起因性が肯定されており、うつ病発症後の業務上の要因による心理的負荷の大きさを評価すること自体に意味がないものというべきである。他方、業務外の要因により精神障害を発症した者が自殺を図った場合には、既に発症している者にとっての悪化要因が必ずしも大きな心理的負荷が掛かった場合に限られず、うつ病の症状の程度と自殺の発生との間に相関関係がないことからすれば、自殺に対して何が相対的に有力な原因となったのかがもはや不明というほかなく、結局のところ、この場合には業務起因性を認めることはできない。以上からすれば、業務起因性の判断に当たって、発病後の業務上の要因による心理的負荷を考慮するのは相当でないというべきである。

(3) 平成 年 月 日東京高裁（国勝訴）

（概要）

被災者は、平成12年4月、英会話スクール等の事業を行うA社に入社し営業等を行っていたが、その後、グループ内人事異動で、平成16年7月に、B社に転籍し、施工監理業務等に従事していた。被災者は、同年10月4日出社のため自宅を出てから行方が分からなくなり、同月11日に死亡しているのが発見され、同月4日頃自殺したと推認された。

（判旨）

被災者は、既に平成16年8月上旬には精神障害を発症していたところ、精神障害を発症した者はごく些細な出来事であっても過大に反応するのが一般的であって、その結果、時に自殺に至ることがある。心理的負荷の程度と自殺との間には相当因果関係はないのである。また、精神障害を発症した後に生じた心理的負荷により精神障害が悪化したとしても、そのことと自殺との間に相関関係はない。（うつ病に罹患した者が自殺する危険があるのは、前駆期と回復期であり、逆にうつ病が重症化した状態においては自殺は起こりにくいのである。）。そうすると、仮に同年9月の長時間労働による心理的負荷が既に罹患していた被災者の精神障害を悪化させたとしても、そのこと（精神障害の悪化）と被災者の自殺との間には因果関係が認められないということになる。また、同年9月における業務上の出来事が（悪化という媒介項を経ることなく）その直後の被災者の自殺の直接の誘因（引き金）になったとしても、既に被災者は精神障害に罹患していて、ごく些細な出来事でも過大に反応し、自殺に至ることがある得る状況にあったのであるから、被災

者の自殺をもって業務に内在ないし随伴する危険が現実化したものと捉えることはできず、業務上の出来事と被災者の自殺との間に相当因果関係があるとはいえないといわなければならない。

2 発病前の業務で業務起因性を判断すべき等としつつ、うつ病は増悪していないと判断した事案

(1) 平成■■■年■■■月■■■日東京高裁（国勝訴）

（概要）

被災者は、昭和58年から病院で薬剤師として勤務していたところ、平成12年4月に脳梗塞と診断され入院、同年6月に抑うつ状態と診断され入院、同年11月7日に復職したが、同年12月に自殺した。

（判旨）

うつ病は、多少動揺しながら悪化し底に達してしばらく持続し、その後自然に徐々に回復するという過程を経るのが一般的であり、希死念慮は、うつ病の一般的症状の一つで、うつ病は自殺の危険性が高いところ、うつ病発症後の出来事が契機で希死念慮が生じるのではなく、希死念慮が既に前から存在していて自殺企図や自殺が起こるのであって、うつ病の自然経過の中で、うつ病の精神症状が自殺企図や自殺を引き起こすことが認められる。本件において、被災者は、うつ病エピソードを発症した後である平成12年11月7日から職場復帰し、同年12月10日に自殺しているが、うつ病について、一般に上記のとおり理解されていることからすると、被災者がうつ病エピソードにより生じた希死念慮により自殺したことをもって、うつ病が増悪したとは認められない。また、同人の職場復帰後の業務は、午前中のみの半日勤務で、その業務内容も軽減されていたのであるし、上司は、被災者に対し、休業を継続するよう勧めていたのに、被災者の強い希望により、職場復帰することとなったことが認められる。このような被災者の業務内容からして、業務に内在する危険によって、うつ病エピソードが増悪したとは認められないし、被災者において、必ずしも業務に従事する必要はなかったことからしても、復帰後の業務により、うつ病エピソードが増悪したとの業務起因性を認めることはできない。

(2) 平成■■■年■■■月■■■日大阪地裁（国勝訴）

（概要）

原告は、平成8年4月より財団法人Aで経理・総務担当として勤務していたが、平成14年3月、職場の上司からのパワハラ等により体調不良等が生じたとして受診したところ、「自律神経失調症」と診断された。

（判旨）

本件疾病と業務との間で相当因果関係が認められるか否か判断するにあたっては、本件疾病発症前の業務の内容及び業務外の生活状況並びにこれらによる心理的負荷の有無及び程度、さらには原告側の反応性及び脆弱性を総合的に検討し、社会通念を踏まえて当該業務の過重性の有無について判断するのが相当ということになる。

（中略）

原告が、本件の適応障害発症以前に職場内における上司や同僚の言動によって精神的苦痛を感じていたことは窺われるにしても、本件疾病発症前において、原告の業務が質的及び量的に過重であったということはできない。

(中略)

原告のフロント係での同職務遂行が、社会通念上、原告の本件疾病の発症ないしそれを増悪させるに足る質的過重性を与える程度のものであったとまで認めることはできず、その他、それを認めるに足る証拠はない。

3 発症後の悪化又は増悪についても判断しつつ、うつ病を悪化又は増悪させる危険がなかったとした事案

(1) 平成■■■■年■■月■■日東京地裁（国勝訴）

（概要）

被災者は、平成5年4月よりゲーム機器等の開発製造販売を行うA社でプログラム制作の業務に従事していたが、平成15年6月に自殺した。

（判旨）

被災者が受けたうつ病発症前の業務による心理的負荷の程度及びうつ病発症後の業務による心理的負荷の程度は、いずれも判断指針にいう「強」に至るものではないから、平均的労働者にとって、当該労働者の置かれた具体的状況における心理的負荷が一般に精神障害を発症・増悪させる危険性を有しているとはいえず、特段の業務以外の心理的負荷及び個体側の要因がないけれども、被災者が発症したうつ病及びうつ病を罹患していたことによる自殺を、同人が従事した業務に内在する危険の現実化したものであると評価することはできない。

(2) 平成■■■■年■■月■■日京都地裁（国勝訴）

（概要）

被災者は、平成10年より観光バスの運転手として勤務していたところ、平成14年4月頃、上司から日々叱責されることを主要因として「軽度うつ病エピソード」を発症し、平成14年7月に運転していたバスが故障したことをきっかけとして増悪し、「精神症状をとみなわれない重症うつ病エピソード」を発症するに至り、同年8月1日に退職、同月28日に自殺した。

（判旨）

被災者が、上司の注意・指導・叱責等の言動により精神的に疲労しうつ病を発症したこと、平成14年7月に2日連続して担当していた車両が故障したこと並びにそれに伴って上司がした言動により大きな精神的打撃を受けてうつ病の症状を増悪させたことは認められるものの、上司の注意・指導・叱責の程度は、被災者と同種の業務に従事し遂行することが許容できる程度の心身の健康状態を有する労働者を基準とすると、うつ病を発症する程度の強い心理的負荷を課すものであったとまではいえず、社会通念上、うつ病を発症させ、又は増悪させる一定以上の危険性が内在していたということとはできない。

(3) 平成■■■■年■■月■■日東京地裁（国勝訴）

（概要）

被災者は、昭和50年からA社で勤務していたが、平成10年3月に経費の不正使用について内部告発され、会社から事情聴取を受けていたところ、同年7月末に山林で自殺しているのが発見された。

(判旨)

業務起因性の判断は、すなわち、業務と死亡との因果関係を判断するのであるから、死亡に至るまでの事情を総合的に考慮することが合理的である。また、前記（うつ病に関する医学的見解等）のとおり、既にうつ病を発症した者に症状悪化が見られた場合に、殆どは病状そのものあるいは病状の結果であって心理的負荷が主な原因ではないとしても、その心理的負荷が健康時にあったとしても明らかに異常に強いものであれば、増悪の原因として検討されるべきであるとされており、うつ病発症後の業務上の出来事を考慮することは、必ずしも医学的見解と矛盾するものではないと解される。

(中略)

被災者のうつ病発症前及び発症後の事情を総合的に検討した結果、通常の業務の範囲を超えて、労働者に精神障害を発症させ、発症した精神障害を著しく増悪させるような業務上の出来事があったと認めることはできない。

(4) 平成 年 月 日名古屋高裁（国勝訴）

(概要)

被災者は、平成14年10月15日、業務中の事故により、「第2腰椎破裂骨折」となり、同日から同年12月25日までの入院加療中に「うつ状態」となり、その後、自宅での療養を経て、翌年5月21日から復職したものの、「うつ状態のため自宅療養を要する」旨診断されたので、平成16年1月23日から自宅療養していたが、同年2月9日に自殺した。

(判旨)

以上によれば、本件事故等による心理的負荷は、本件疾病を発症させる危険性を有するほどのものとはいえず、本件疾病の発症は、被災者が従事していた業務に起因するものとはいえない。

(中略)

被災者の本件復職は、主治医の診断書を付して被災者の申し出により、産業医の診断を受けるなど所定の手続を経て行われたものであり、また、復職後の業務は補助的な仕事をしていたに過ぎず、概ね定時に帰宅できるものであったことからしても、業務上の必要から復職しフルタイムの労働に従事しなければならなかったとは認めるに足りない。そして、業務起因性の判断は、業務による心理的負荷の強度を客観的に評価し、同業務が平均的労働者を基準として本件疾病を悪化させ自殺を招く危険が存在するかどうかを基準とすべきところ、すでに述べたような本件復職後の業務の内

容等に照らせば、平均的労働者にとって、本件疾病を悪化させ自殺を招くような危険な業務は存在しなかったと認められる。

(5) 平成 年 月 日東京地裁（国勝訴）

（概要）

被災者は、平成17年3月にA社に入社し、研修を経て、宇都宮事務所でIT関連のサポート業務に従事していたが、同年8月に東京本社研修課へ異動扱いとなり、翌9月に自殺未遂を図った。

（判旨）

業務上の出来事であれば、それが精神疾患発病後の出来事であっても、業務起因性の判断においてこれを無視することは相当でなく、精神疾患発病前後の業務上の出来事を総合考慮するのが合理的であるというべきである。もっとも、ある個体にいったん精神疾患が発病すると、その脆弱性が格段に高まる結果、その後の出来事に対しては、過大に反応して容易に希死念慮を抱く傾向があると考えられているから、精神疾患発病後の出来事について業務起因性が問題となる場面、すなわち、精神疾患の増悪に関する業務起因性が問題となる場面においては、このような精神疾患発病後の傾向を念頭に置いて総合判断をするのが相当である。

（中略）

本社研修課への異動が、本件精神疾患の増悪に一定の影響を及ぼした可能性はあるとしても、それが、例えば、健常者に対する関係で精神障害を発病させるような極度の心理的負荷を引き起こす出来事であったと評価することはできないから、本件精神疾患の増悪に関する業務起因性の判断に当たっても、その程度の事情として評価するのが相当である。

4 発症後の悪化又は増悪に業務起因性を認めた事案

(1) 平成■■■年■■■月■■■日名古屋地裁（国敗訴）

（概要）

被災者は、平成8年にA社に入社し、本社勤務を経て平成12年7月より営業所へ配転となり、海外との輸出入貨物輸送手配業務等に従事していたが、平成15年7月に自殺した。

（判旨）

専門家の診断・治療歴がない場合には、得られた情報だけから発症時期を推測することは極めて困難である。そうすると、被災者が継続して過重な業務に従事する中で精神疾患を発症し自殺した事案においては、発症時期の特定が困難であるため、過重な業務によって精神疾患を発症させうる程度の精神的負担を受けたとは直ちに断定できなくとも、その可能性がある判断される場合があり、その場合には被災者がもともと精神疾患に対する脆弱性を有するものとは推認できない。かつ、月100時間以上の残業をしている労働者は、99時間以内の労働者に比べて、精神疾患発症までの期間が短く、発病から自殺に至るまでの期間も短いとの調査結果があることからすると、発症後に従事した業務も客観的にも過重であったと認定されるなら、継続する過重な業務により発症・悪化させられた精神障害により正常な認識、行為選択能力および抑制力が著しく阻害されるに至り自殺行為に出たものとして、業務と精神障害の発症・悪化、さらには自殺との相当因果関係があると推認すべき場合も存する。

被災者は、継続して過重な業務に従事する中で本件発症をし自殺したところ、本件発症の時期が平成15年6月ころと明確ではないため断定はできないものの、本件発症までの間に過重な業務によってその原因となりうる程度の精神的負荷を受けた可能性が十分にある上、本件発症後に症状が重症化した7月中旬ころ以前1か月以上の間、1か月100時間以上の時間外労働を行っていたことから、客観的に過重な業務に従事したと認められるから、被災者が従事した業務は、平均的な労働者にとって過重なものであり、本件発症をさせ、これを重症化させる程度の心理的負荷を与えるものであったということができる。

(2) 平成■■■年■■■月■■■日長崎地裁（国敗訴）

（概要）

原告は、自動車販売会社の部品用品部次長であったが、平成13年1月、新たに部長が上司として就任した後、同年9月に部品営業部から外販営業部へ配転となり、平成14年1月からは社内規定により役職定年となり次長職を解かれた。平成15年1月に支店に異動したが、同月に自宅で自殺を図った（未遂）。

(判旨)

国は、うつ病の重症度と自殺企図の強さに比例関係があるという医学的知見はなく、発病後の重症化は個体の脆弱性が増大することによるのであるから、業務起因性を判断するに当たっては、うつ病発病後の事情は考慮すべきではない旨主張する。

しかし、精神医学上、うつ病の増悪も、発病と同様、生物学的、心理的、社会的側面が絡み合って起きるものと考えられていることからすれば、うつ病発症後の業務により既に発症した精神障害が増悪することもあり得る。そうすると、発症後の業務が、客観的に見て、労働者に加重な心理的負荷を与えるものであり、これにより既に発症していた精神障害が増悪したと認められる場合には、業務起因性を認めるのが相当である。

